

第四百四十回国会

参議院通信委員会會議録第十五号

平成九年六月十二日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 淵上 貞雄君
理事 加藤 紀文君
内 陣内 孝雄君
足立 良平君
三重野 栄子君

委員

北岡 秀二君
鈴木 栄治君
畑 恵君
保坂 三蔵君
守住 有信君
魚住 裕一郎君
鶴岡 洋君
西川 玲子君
林 寛子君
松前 達郎君
上田 耕一郎君
山田 俊昭君
水野 誠一君

国務大臣

郵政大臣 堀之内久男君

政府委員

郵政大臣官房総務審議官 濱田 弘二君

郵政省通信政策局長 木村 強君

郵政省電気通信局長 谷 公士君

事務局側

常任委員会専門員 館野 忠男君

説明員

運輸省鉄道局技術企画課長 藤森 泰明君

参考人

国際電信電話株式会社代表取締役社長 西本 正君

国際電信電話株式会社代表取締役社長 山口 武雄君

国際電信電話株式会社代表取締役社長 安藤 理君

国際電信電話株式会社代表取締役社長 塚田 一幸君

国際電信電話株式会社代表取締役社長 宮津純一郎君

日本電信電話株式会社代表取締役社長 林 豊君

日本電信電話株式会社代表取締役社長 宮脇 隆君

日本電信電話株式会社代表取締役社長 井上 秀一君

日本電信電話株式会社代表取締役社長 木塚 修一君

日本電信電話株式会社代表取締役社長 東 款君

国際デジタル通信株式会社代表取締役社長 降旗 健人君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(淵上貞雄君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の三案の審査のため、本日の委員会に日本高速通信株式会社代表取締役社長東款君及び国際デジタル通信株式会社代表取締役社長降旗健人君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(淵上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(淵上貞雄君) 電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○守住有信君 自民党の守住でございます。

きょうは、電気通信事業法、その他コモンキャリアと言われているNTT法、KDD法の一部改正、これについて御質疑したいと思っております。

その前に、さう、参考人で三人の方から十分

この委員会で御意見等、質疑もありましたけれども、聴取したわけでございます。その中で、三番目の方が一橋大学経済研究所の教授鈴木興太郎さん、一方では公正取引委員会の情報通信分野競争政策研究会というのがありまして、その会員もしておられまして、この方の御意見が非常に興味深かったわけでございます。

制度論としての結論はそうなっておりませんけれども、今後この方の御意見を郵政省、政府側として十分会議録も読んで、今後の法の運用という面で、公正取引委員会、根来委員長以下、かつての法務次官でございましたけれども、公正取引、公正、透明とか理念がいろいろ言われます、その実行行為をやっている最大のシンボルが公正取引委員会でございます。そのメンバーの一人でもあり、学問的にも経済政策的にもずっと勉強しておられる方です。結論は別でございますけれども、しかし、特に公正、透明、公平な競争原理の導入というものの、この方の御意見というものを政府委員以下、各クラス、各課長まで十分読んでいただいて、この法の執行という面で、今後の法の運用、その中でこの方の考え方、御意見というものを十分入れて公正な法の運用に当たっていただきたい。

これは小さい話だけれども、ドコモの問題でも公正取引委員会から指摘を受けておることは御承知でございます。事実上独占ということですね。子会社の方です。データとドコモ、二つの大きなNTTの子会社だけれども、その運用面において、マスコミ報道ですけれども公取から指摘を受けておる。そういう事実もあるわけで、今後この改正法、大きな基本的な第二の改革でございますけれども、それを公正に行政が執行していくときに、運用面について研さんしてやっていただく

だきたいということをまず冒頭お願い申し上げておかけでございます。

それからもう一つ、この方のレジュメがきのう出ておりまして、「意見陳述 鈴木興太郎」ということでござりますが、その最後のところで、

(2) 今回の改革の骨格は、世界の通信大競争に取残されることを懸念した橋本首相が、NTTの国際進出解禁を郵政省に指示したことがきっかけとなって、郵政省とNTTが協議を経て合意した案に沿って作られたと報じられている。

規制機関と被規制企業の延々十四年間にわたる不毛な対立に、政治が指導力を発揮して終止符を打ったといえれば平仄があうが、昨年度の最終答申を作成した電気通信審議会のメンバーでさえ、この決着のプロセスと内容を関知していないと聞く。この点からみても、今回の決着方法には、公共的意思決定の仕組みとして問題が多い。国政の最高意思決定機関として、重要な懸案事項に関する意思決定を規制機関と被規制企業の協議に委ねる手続きを看過せず、公開性・透明性・手続きの公平性を備えた公共的意思決定の制度的仕組みを構想・設計する重要な作業に、是非とも今後邁進していただきたい。

こういうのが最後に御意見として書かれていたものでございます。こういうことをお聞きしたり読んだりするにしても、今後の、金融の方はビッグバンに向かっておりますけれども、長い間の情報通信体制の新たな、私も電電公社の民営化をやった張本人でございますけれども、それ以降の流れというものが、宮津さん、社長も二代目でございますが、その流れを、電気通信ばかり私はやるわけにいきませんから、地方区議員ですから農業問題や建設や地方自治の問題にいろいろ関係してきましてけれども、十四年間、しかし絶えずそれが念頭にあったわけでございます、この問題が。百点かどうか評価は別にいたします、やっとなんかの状態から一歩脱皮して大きく飛躍するチャンスが出てきた、こういう評価も私はいたしておるわけでございます。

それから、せっかくNTTもお見えですから、私は役人時代から、その後も通信委員会におりましたときも、一体電気通信のスタートは何であったか。実は電信なんですね。電信がスタートですよ。郵便は前島密という、非常にいろんな歴史的なあれが絶えず後輩に向かって、後輩もじゅんじゅんと次の世代に申し送りをしております。歴史の原点、電信のスタートは志田林三郎、御承知ですな。

私がかつて、電気通信のスタートは、最大の功績者はどなただと言ったら余り知らなかったですよ。やっぱ歴史、発展形態というものを踏まえて、そして新しい技術革新からこうなっていく高度化時代。しかし、そのときもやっぱ一遍原点に戻る必要があるんですよ。

シンボリックには志田林三郎、御承知かと思えますけれども、皆さん方にもお教えしておきます。同じ九州は佐賀県多良市の生まれ、幕末でございます、東大なんかなかった時代、百姓の子の生まれでございます。佐賀藩が学資を出して東大の前身に出してやって、そして電信に関心を持たれてイギリスに留学された。郵政大臣にも申し上げておきますけれども、当時、通信省というのはスタートからあったわけじゃないですね。郵便は農商務省の一部、農林系、それから電信は今言う通産省ですな、商工の流れの一部。

それで、あの方が局長ぐらいの時代かな、郵便局と電信電話との合体の議という提言をなさいました。そして通信省の初代の電信局長。事務次官が前島密、郵便の父。そして大臣は、例の明治維新のとき御活躍なさいまして北海道でも最後の戦いをやられた榎本武揚が大臣で、電信局長が志田林三郎。そして、みずからその電信と郵便の合体の議というものを唱えられまして通信省ができて、郵便局で電信もやる、電話もやるという明治時代の発展の流れがずっとある。

そしてその後、例の戦後、国鉄公社、専売公社、公社制度が占領時代に導入されました。当時は通信省から郵政省、電気通信省、電気通信省がその

まま電電公社になった。

こういうことで私も歴史学に関心がありますのでずっと調べていたら、当時郵政省では電気通信監理官、監理官というのがありまして、電気通信局じゃないんですよ、監理官。そして、お一人は電電公社から監理官を迎える。もう一人は電波の技術屋が参る。二人。それであとは、課長クラスは課長と言わないで参事官と言います。固有な名前がついたんです。だから、わかっているのは電電公社とKDDだけだ。ユーザーの世界も新しい世界も全くわからない。監理官室、個人の名前がついておる。何の仕事をしているかわからない。個人の参事官、固有な名前の看板がついておる。その後、電気通信の初代の政策局長になって、例えば大蔵省に行く。主計局がある。運輸、郵政の担当主計官。廊下に額縁が出ておる。郵政、電電係。片や向こうは国鉄ですよ。ところが、運輸係、運輸・国鉄係なんというのは看板も出ていない。電電公社がそのまま主計局と予算の編成、こういう時代。だから、監理官制度なんてはつきり言ったら電電公社の上に乗っかっておると私は言っておった。大ガメこけたら子ガメがこけてなんて言い方をしておった。大ガメとは巨大なコングロマリットの電電公社でございます。

時間がないから入り口はこの程度にいたしておきますけれども、やっぱ温故知新で、新しい変革に向かって挑戦していく、国際社会に向かって国際電気通信。そのときに、やっぱ国家、国民、歴史というものを踏まえてやっていただきたい。こういう思いでございますので、それを冒頭申し上げました次第でございます。

今まではNTTとKDDの参考人でございますけれども、せっかく十二年前から新規参入が、略称して言えばNCCですな、そのNCCにも国際へ出ておられる企業体の方と国内で苦勞してやっておられる方と両方おられますので、きょうは、それぞれ代表という意味でお二人、参考人としてお呼びしたわけでございます。

今までは両方から、あるいはきのう三人の学者の方々から、新規参入の事業体の代表もおられましてけれども、それれみずから経営責任をとってこの十年近く社長として、あるいは業界代表としてやっておられる。今度の法律案について、特に今後の法の運用という運営、これにつきまして、それぞれ政府側なりあるいは今までの巨大な事業体側にいろいろ御意見なり御要望なりおっしゃりたい点を、これは会議録に残りますので、今の瞬間だけじゃありません、後世に残るという意味で、時間がないから絞って御発言をいただきたい、あるいは御要望をいただきたい、こう思う次第でございます。よろしく願います。

○参考人(東嶽君) それでは、ただいまの御質問に關しまして、私、日本高速通信の社長をやっております東でございますが、国内の長距離通信を担当している立場から、今の先生の御質問に対して、政府に対して御要望申し上げたいことを取りまとめて申し上げたいと思っております。

まず第一に、今回のNTT法及び電気通信事業法の改正によりまして公正有効競争ということが実現することが期待されておるわけでございまして、私はその中に三つの効果があるというぐあいになっております。その第一は、NTTとNCCの同等性の確保ということでございまして、

今度の法改正によりまして再編成によりまして、NTTが独占的な地域部門と競争的な長距離部門の二つに分かれます。それれまた独立した会社となるわけでございまして、そういうことから、NTTのこれまでございました、あるいは言われております内部相互補助とかいろんなそういうようなことが防止をされまして、接続ルールの公平な適用が図られるということが期待されるわけでございまして、

効果の第二でございますが、これは相互接続の円滑化ということがございます。

地域網を保有しております特定事業者への接続条件が約款化されるということによりまして、また交渉難航時の裁定手続が簡素化されるということによりまして、迅速、公正な相互接続が実現す

るということが期待されております。

第三の期待効果でございますが、接続料金の適正化ということが上げられると思います。

地域網を有する特定事業者さんへの新たな接続会計あるいは接続料金の算定方法の義務づけということが行われますので、これまでと全く不透明と言われておりましたNTTの接続会計が透明性の高いものへと改善されまして、かつ料金の算定方法もリーズナブルになるということから、接続料金の適正化が図られるというのを期待しておりますのでございます。あわせて、この接続料金は約款化することが規定されておりますために、事業者間の公平性も確保されるということになるわけでございます。

以上申し上げましたこの三点の効果を本当に実現するために、私どもの立場として政府に二つ御要望申し上げたいと思うわけであります。

その第一点は、今回の改正内容となっておりますNTTとNCCの同等性の確保とか、あるいは接続の円滑化及びただいま申し上げました接続料金の適正化、それぞれにつきましても適切な運用と、同時に通信事業業というところは非常に変化が早うございまして、通常の産業の三年分が通信では一年で変わってしまう、それぐらい変化の激しい産業でございまして、そういった状況変化に即応した適時適切な制度の見直しということが行われるということを御要望申し上げます。

第二点でございますが、法案成立後に政府において検討される予定になっております公正有効条件の具体的な内容につきましてでございます。

具体的な内容を決定される際には関係者の意見を十分取り入れながらお決めになると伺っておりますが、その際には、私ども事業者の意見も十分に申ししゃくしていただいた上で、しかもその手続が透明な場で行われるように特に御要望申し上げます。

公正有効条件の確保という点で、私どもの立場から、以上二点、御要望申し上げます。

以上でございます。

○参考人(降旗健人君) 国際デジタル通信の社長をしております降旗でございます。

従来は、私も国際分野ということで、今の東さんのところとは競争が直接ない。またNTTさんとも直接競争はない。競争の相手はここにおられる西本社長のところ、こういう位置づけでございました。今後、法案が変わりますと、そうでない、皆競争相手になる、こういうような状況になってまいります。

したがって、要項事項というように聞こえますが、多分東さんが今おっしゃったこととほぼ同じことというふうに思いますが、一部重複をいたしますが三點申し上げます。

法案の成立後議論がされるというふうに聞いておりますけれども、公正な競争条件の担保といいますが、これの決定ということになるべく早く決めていただきたい、スピーディーにやっていただきたいということが一つ。二番目は、その議論の過程においてオープンにやっていただきたいということが二番目。三番目は、今度事業区分が変わりますので、今までの公正競争条件というものの定義と今度の定義というものは大分変わってくるというふうに思っています。その辺の議論を十分させていただきたい。この三点を要望いたします。

○守住有信君 生の声で行政当局がお聞きになったと思います。当然前からの議論の中でもそういう考え方が政府側から出てはおりましたけれども、現実のスピーディーな処理の問題ですから、いろいろ会計制度から原価から何からいろいろな作業を的確に、官庁会計じゃありませんので、民間企業の株式会社の会計だから、その点もよく踏まえて迅速に対処できるように、特に私からもお願いを申し上げます。

それからもう一つ、私が関心のあるのが、やっぱり国際的な戦略で海外へ、国際通信へという大きな戦略がある、こうとらえております。昔を思い出しても、郵政省におったころ、

まず私は中国だった。これはKDDだ。当時、まだ日中国交回復ができる前ですから、中国の郵電省は帝国ホテルに来ておった。私も何回も行きました。協議しました。そして、当時は外務省は反対だったんですよ。そのとき私は郵政省設置法を持ち出した。郵政大臣の任務と権限、第四条。そこには、郵政大臣は国際電気通信協定を承認することを得るとはつきり明文があります。

したがって、外交があらうとなかろうと、これは松前先生のお父様の哲学を私は受けておる。国境があらうとなかろうと、言語が違おうと人種が違おうと政治体制が違おうと、通信は世界を結ぶ、こういう教育を若いころ受けておりましたので、直ちに外務省とやり合いました。外務省は入れない、郵政大臣固有の権限だと。したがって、郵電省も外務省を入れるなど。そして郵電大臣、中国はブラジルの国ですから、権限を上海電信局長におろしなさい、上海電信局長とKDDの社長が海底ケーブルの敷設を協定する。向こうも立派ですよ、金は半分出すと。日本も半分出す、KDDも。それで、技術がないからこれはKDDにお願いいたします。

じゃどこで陸揚げするかということ、私最初には沖縄と。ところが、沖縄はアメリカの最大の軍事基地だ、とんでもないという反対で、ならどこだ。向こうは長崎と言ったんですよ。上海と長崎の長い歴史的な貿易交流を念頭に置いておる。ところが、長崎の海の下は、KDDが調査してくれた、岩礁がぎざぎざなんだ、だめ。メタリックのケーブルですから、干満の差で動きますから傷がつく。そこで、天草だといって、自分のふるさとの天草と上海と陸揚げしてということから日中間のあれは始まりました。

ただ、私が残念なのはその後なんです。ケーブルを結んで国際回線をたどつてくればいいというのがKDDのあれだ。やつぱりNTTだ。国内網の整備、電子交換機だつてアナログでもうおんぼろ、回線も少ない。それで、中国とも何回もその後人民大会堂とかあちこち行ってやり合つてきま

したけれども、中国の共産党の中央委員の面々と郵電大臣以下。

そこで、私が思いますのは、NTTは、NTTインターナショナルというのをいち早く使つておられる。私はロンドンに行った、パリに行った、あちこち行った。インドネシアも行きましたよ。ところが、ちゃんとNTTインターナショナルという形でランチがおるわけだ。KDDの事務所もありますよ。ただし、一方にはNTTインターナショナルがおるんだな、小人数だけれども。そして情報屋、パイプ役をやつておった。

そこで、NTTインターナショナルというものの今の状況、通信事業をやつておるわけじゃないですから、相手の国の国内のいわば通信の基盤整備の援助もやつておられると思っておりますので、その辺のところを。まず、国際の問題をやる前にその根っこのNTTインターナショナルの今までの仕事、これをちよつとというんな角度から御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(宮脇隆君) 御説明申し上げます。

NTTインターナショナルという会社は一九八五年十月に設立されました。そして、業務は海外の電気通信情報処理システムの設計、建設、保守に関するコンサルティング、それからエンジニアリングというような業務を主体としてやつてまいりました。

ちよつと詳しくありますが、資本金は現在で約六十億円でございまして、そして、現在ではNTTがほとんど九八%を持ちまして、あとグループ会社のNTTリース、NTTデータ通信、NTT都市開発が残りを持つている会社でございまして。ちなみに、平成八年度の収支状況は売上高が約百二十五億円、そして利益を五億円で上げております。

それで、今先生おっしゃいました海外にいたというお話は、実はタイ、インドネシア、マレーシア、中国などアジアを中心として、合併会社もございまして、現地法人、支店など約二十の拠点を有して仕事をしております。

以上でございます。

○守住有信君 アメリカ、ヨーロッパもあれし
したけれども、やっぱりアジア、特に東南アジア
だから。インドネシアに行きましたときも、NT
Tインターナショナルの職員が四、五十名おりま
した。何だといったら国内の光ファイバー網の敷
設建設のコンサルタント業務をやる、技術指導を
やる。

実は私が非常に残念なのは、長い戦後のKDD
だ。国際回線で絶えず外国、中には途上国で回線
数は少ない、利益は余り上がらぬ、それでも特殊
会社としての一つの使命感で立派にやっておられ
るところは高く評価しておるんです。ただ、せ
つかく国際回線で外国とのあれがありながら、一
番最初、国際回線でこう行くんですから、その
ところの投資とか技術指導とかいうか、あるいは
ODAを活用するとかいろいろあるはずだと思
っておったんです。そういう思いを実は持ってお
ったんです。

ところがどうい、NTTの方が逆に、国内回
線事業者ですよ。これが子会社の自由ということ
でそういうものにいち早く十何年前に着目され
て、どんどん下から積み上げていっておられると
いうことを、それはもう御承知だったんでしょ
う。

ついでに言うなら、KDDの株はたしか一〇%
近くNTTが持ちなんです。通信サービスでは
競争していくけれども、ナショナル的な視点に立
って外国で連携していく。国際回線についてはノ
ウハウを持っているわけだ。こっちは国内回線で
ノウハウを持っている。それが一緒にいって海外
で、アジアから始めてもいい、アフリカでも南米
でもいいですよ。

そういう仕組み、仕掛けが何でできぬのだらう
かと、今まで長い間、それは情報は御承知のほ
うなんだ。外国においてもプランチがおたくはい
っぱいあるからね。そこらのところを、何か自己規
制的な、規制緩和と言いうけれども、自己規制的な
あれがあったんじゃないのかな。何か役所から

もこういうことをやっちゃいかぬと言われました
か。そういうことも含めて、御説明をいただきました
と思います。

○参考人(西本正君) お答え申し上げます。

KDDは、これまで欧米先進国におきまして
も、KDDの現地法人による通信事業、通信機器
の販売、保守あるいはハウジングといったような
通信サポート事業などを推進してまいってござい
ますし、アメリカの通信事業者を買収したり出資な
ども行ってきたとあります。最近では、発展途上国
につきましても、ロシアとかモンゴル、こういった
国での通信事業を展開するなど、海外事業を積極
的に推進してまいってございます。

私も、当然国際海底ケーブルを敷設してお
るわけですが、海底ケーブルあるいは衛星通
信のインテルサット、インマルサットといったよ
うな組織への出資額も含めると、これまでの私の
どもの海外投資総額は約千四百億円に上っており
ます。

それから、現在、光ケーブル時代でございます
けれども、国際光海底ケーブルシステムの建設を
行っております私どもの子会社、KDD海底ケー
ブルシステム株式会社では、これまでに約千七百
億円の受注実績がございます。

ODAというお話もございましたけれども、私
どもも発展途上国に対しても、アジアやアフリカ地
域を中心に、最近五年間だけでも約二十カ国の通
信網の整備のコンサルティングをやっております
す。そのうち十七カ国につきましては、ODAを
利用しました一件数十億円にもなるプロジェクト
を手がけております。こういったコンサルティン
グを通じて、我が国の電気通信メーカーとも
ども、相手国現地のインフラ整備には多大な貢献
をしてまいったというふうに思っております。

また、人的交流という意味でもかなりやって
おります。昨年一年間をとりましても、世界四十
三カ国から研修生を受け入れるなどの人的交流を
積極的に行っております。
今後とも、当社は技術力や海外での実績、知名

度等を生かしまして、欧米での電話事業、アジア、
中南米での移動体通信事業などを推進してまい
る所存でございますけれども、案件によりまして
は、NTTさんとも協力をいたしまして、いわば
オールジャパン方式でやっていくということも視
野に入れてまいりたいというふうに思っております。

○守住有信君 今、ODAあるいは技術協力等の
問題も出ましたし、一番最後にオールジャパン、
海外への、あれはKDDやNTTとありませ
んよ、あるいはNCCじゃない。そういうやつば
り何か思想、哲学、戦略、これをリードするの
私は郵政省だと思っております。郵政省内にも国際部
というのがあるけれども、別のセクションだな。

だから縦割りになりやすいんだ省内外も、電気通信
局、政策局、官房国際部、郵政省もよくそこを踏
まえて、そしてその調整推進をやるのが情報通信
行政である、国際化の中で、こういうスタンスを
持っていた方がいいと思うわけでございます。

それから、参考までに申し上げておきますと、
私も決算委員会でODAの分析を会計検査院その
他使ってやりました。一つ気がついたのが、例え
ばフィリピン、これは通信じゃありません、鉄道
です。陸運の世界であります。鉄道敷設、機関車
客車、貨物、これを物すごくODAでやったんで
すけれども、後のメンテナンスが、車両が何年か
たつと壊れ、さびついたまま引き込み線ですつと
置いてあるんですよ。写真まで出ておつたんで
す。

メンテナンス、これをやらぬと、余り先端的企
業で新しいシステムの導入導入していきますと、相
手の国のリッターも上ばかり見るんだな、新し
物好き。あとの国民大衆や企業活動のための相手
の国のメンテナンスという問題をよっぽど遠慮な
しに提言して言うてやらぬと、ODAというのは
相手の政府が優先順位をつけて日本の外務省を通
じて持ってくるわけですから、外交交渉だから
。そのときに事前にメンテナンスの問題も含め
てやっていただきたい。問題意識を持っておいて

いただきたいということ。

もう一つは、フィリピンは鉄道でしたけれど
も、アフリカの事例で、国際回線だけはODAで
立派な回線ができておる。ところが、国内回線は
おんぼろでずたずたで容量も乏しい、こういう例
を会計検査院が指摘をしたんです。

これから国際に出られる、ただ通信サービスだ
けじゃありません。相手の国の社会インフラも我
が国のノウハウ、体験を駆使して活用してやって
いくわけですから、国内回線のプロはNTTです
から、プロは。そこを相手の国に対して
も国際、国内両面から積極的にアプローチしてい
く、提言していく、コンサルタントしていく。そ
ういうやり方をお持ちいただきたい。時間がな
いから、質疑じゃなくて私の提言というか注意喚起
というか、きょうはもう一時間しかないものです
から、そういう時間になさせていただきます。

それから、もう一つの注意喚起が、海底ケー
ブル。上海とやって、その次が九州は電電公社の終
わりの時代だった。沖縄から九州へは国内回線の
海底ケーブルがございます、宮崎までね。その次
が、あとがフィリピンやインドネシアやシンガ
ポール等々が国際回線の海底ケーブル敷設の要望
があった。そのときに、電電公社の当時の幹部が
おれたちの国内回線を利用すればいいと。着想と
してはおもしろいけれども、国際条約、ITU条
約を、海底ケーブルの条約を御承知でないんで
す。

これは国際海底ケーブルというのは、こういう
あれを思い出すけれども、拒否せざるIRU権と
書いてある、それぞれの国の権利を設定してあ
る。五百回線、千回線、それぞれの国が資金を負
担して共同でやる。それで、実は権利設定なん
ですよ。全体はこうだけれども、その何分の一か
つは資金に応じて回線の権利設定。だから、国
内海底ケーブルにはそういう権利設定はできない
んですよ。ところが、一時、当時の電電公社、N
TTの初めのころだな、沖縄からせつかくあるわ
けですから、それを活用してもう一本引けばいい

とかね。

だから、やっぱりこれは一つの例ですけれども、NTTはこれから国際に出る以上は、ITU条約とか二国間条約とか、同時に外交の問題です。そこをよくふだんから勉強していかないと、これは郵政省、外務省と一緒に通信外交、条約、それで一方でKDDは体験者なんです。そこをNTTはよく踏まえて、ここは謙虚にいかぬといけませんよ。外国に目を向けると同時に、国内の長い間の体験ノウハウがあるわけ、あるいは行政的な立場もあります。その調整役として郵政省は国際電気通信に向かつて調整していく。それと同時にKDDの体験もあるわけだから、そこを踏まえていただきたい。

もう本当に私は体験したんです。それでなかなか我々の言うことを、当時は五十嵐次官が業務課長だった。政策局を最初つくった時代、そのときですがね。当時の公社は頑強に抵抗する。沖縄と九州の間にはせつかく国内線用海底ケーブルがある。それに国際線に乗せればいいという公社の主張。結論は、ちゃんと国際業務のKDDが国内線陸揚げの九州じゃなくてずっと太平洋の海岸の方に回して、神奈川県だったか、二宮町なんか、あの辺までで陸地に接続したことを思い出しますけれども、これは一つの先訓なんです。

先訓を踏まえて、国際に出る以上は、相手方の事業体との関係だけでなく、国際条約、ITU条約、東南アジア中心のAPTもあります。中国も入っております。韓国も入っております。シンガポールだってここだって、タイだって。タイなんかはモンクット大学、電気通信大学だったんだから、電電公社時代からの歴史が残っております、人材も。

と同時に申し上げたいのは、国際に出る以上は、そういう国際条約とか二国間条約とか過去のことも十分踏まえて大いにNTTの国際部門は挑戦していただきたい。この辺のところをどういうふうな経営トップとして踏んまえておられるのか、その辺のめり張り、まあ目配りだな、決意

のほどをお伺いしたいと思います。

○参考人(宮脇隆吉) ただいま先生が申されました海底ケーブルの例を参考にしますと、正直言います、私もにはなかったノウハウがたくさんございます。したがって、今はKDDさんも含めて教えていただきながらやっているわけでございます。

ただ、御案内のとおり、あくまでも競争分野ということなものですから、相手国とのお話のときには競争と協調ということで御説明申し上げておりますが、最初のうちは協調面が多くて、そのうちに競争が強くなっていくだろうというふうな御理解賜りたいと思います。

それから、ITUの活動という面では、私も郵政省さんの御指導のもと、相当の要員、お金を割きまして御協力申し上げているわけでございまして、その活動は今後とも、再編成後も十分御相談しながらやっていきたいと思います。

○守住有信君 おっしゃた協調と競争、前段の一段ロケットのときはそういう体験ノウハウを得、それで二段ロケットになれば競争だと、私もそうとらえておるんです。ただ、スタートのときは余計体験ノウハウを、条約上の知識も得ながら、ただ条約の知識だけじゃだめだからね。これは郵政省も余計に間に立つてのリーダーというか、郵政省、行政がコンサルタントにならなければいけません。外国とですから、必ず外務省関連も出てくる。

二国間もある、アメリカとも。ついでこの間も、私の部屋へカナダ大使館の女性の科学技術担当、参事官、一等書記官その他見えまして、ふつと思つたんです。アメリカとはまだわからぬぞ、カナダと優先的に結べど。カナダはアメリカ大陸で物すごい具体的なアメリカ側との連携のシステム、ネットワークがあるわけだ。そういうことも私は一つの戦略だ。まずカナダと行く。アメリカとの問題がだんだんWTOその他で理解を得ていけば、今度は直に行く、こういうふうな二段ロケット、これも外交上の一つの判断

ではなからうかと思う。

NTTはNTTとして、今おっしゃったようにスタートのノウハウは十分周知から蓄積して、外国に行く国内的なノウハウも得て、そして二段ロケットになるときは、だんだん独自性という競争原理を發揮してもらおう、こんな気持ちでおります。

そういう海外との関係はますます、もう国際部は解体して、独立した部門じゃなくて電気通信局の一部、政策局の一部、そういうふうなせぬと、何か私は省内もちよつと縦割り過ぎるんじゃないか、三局あるでしょう。

この間も言うたんだ、これはNHKだったけれども、放送行政。通信と放送がこうですよ。NTTも放送、映像の研究開発もどんどん進めておられる。NTT研究所はもうクロズドだ。受信料は受信料でございまして。科学技術庁の研究調整費も一銭も使っておらぬ、要求もしておらぬ。私は要求なくて査定なしとやうて、この間のときは科学技術庁の調整課長も呼んで、研究調整費、各省庁のあるいは民間の研究所にもこうやっておるわけだ。そういうのを放送と通信、そしてそれをアウフヘーベンするのが通信政策局。国際部も含めてそういう政策的な、具体的なリードというかコーディネーター、そういう役割を私はします。今後の郵政省、行政部門に期待をしておるわけでございます。

さて、もう一つ話題を変えて、「通信の矛盾と暗部をつく訴訟」、週刊東洋経済一九九六年四月一五月号ですか、例の電話加入権の問題、これで裁判が起つております、大分前ですよ。訴えたのは福井に本社がある電話レンタル会社、日本テレシス。ドコモに対して、いわゆる新規加入料、昔から我々は施設設置負担金、それで裁判が起つて、どうのこうのですね。加入権、権利ですよ、明治以来国民の一軒一軒、企業、企業も台帳に載つておる、財産、個人の家庭も。その料金の七万二千元が、高い問題は別ですよ。これは下げる努力はせにやいかぬけれども、加入権をなしにする

という動きが現に出ておるでしょう。まず、本体でなくてもね、子会社の方から、移動体通信の方から。

そして、質問しようと思つたら、けさの朝日新聞だ。もつともクエスチョンつけてあるけれども、「消える加入権? 業者困惑 NTT、七月から一部の加入料ゼロ 四兆三千億円の価値。いいですか、郵政省も。これはけんけん明治以来からの国民の加入権。電話債権も義務づけておったんだ。あれは二大目標を達成したが、すぐつて電話、すぐかわる電話、それで民営化、株式会社に移るけれども。電話債権は日本特有の政策、戦後の資金量が足らぬ。それなら、電話を引きたい方に利子がついておる電話債権を引き受けてもらつて資金を調達して、戦後ずっと設備投資をしてきた。皆さん方の先輩だね、戦後の電電公社。これは電話債権はやめた。しかし、加入権という問題は、これは明治以来の法律制度になります。これは加入権の料金が云々は別ですよ、これは下げたいか、やいかぬけれども、これをゼロにするというの、何か新しい時代、新しい時代というけれども、過去の蓄積とか、その法的なあるいは歴史的な意味を本當にNTTの経営者は——NTTはインターナショナルとか何かはやっておるけれども、法務部門の応待、裁判を受けたら裁判に対処する部門はあるけれども、それからさらに、こういうものに向かつての郵政省の通信行政としての指導、監督、これが要るんですよ。規制緩和、規制緩和ばかりだけれども、社会的規制の問題、個人の資産、明治以来のじいさん、ばあさんの時代から積み上げてきた電話加入権、これが起る。安くはせにやいかぬ。七万二千元でいいとは思わぬ。これは五万円でも四万円でも下げる努力はせにやいかぬ。もう一つは、基本料との関係もあるけれどもね。

これは現象の一端だけれども、朝日は出した。そのほかにも私のところに手紙まで来ておるんだ。宮津社長「将来の廃止に含み 一般加入電話の施設設置負担金「どこかでケリ」。こつちか

らは「四兆三千億円の電話資産が無しくずし」言
うて、日本テレシス株式会社社長。我が家まで実
は来ておる。皆さん方来ていますか。——やっぱ
り、おれは長くやっておるだけにいろんな関連会
社が知っておるんだな。

そして裁判までになっておる。そのとき郵政省
は、法的な最高の権威は、裁判の前は内閣法制局
だ。法制局でも十分法的にも吟味して区分けする
なら区分けする。そこをよく早目早目にやってお
かぬと。規制緩和で事業体へ任せる、明治以来か
らの電話加入権、国民一人一人の権利が累積され
て四兆何億ですよ。幾ら新しい時代を迎えたと言
っても過去の累積、個人の家庭、会社もあるけれ
ども、これをよく踏まえた勉強を法制局と一緒に
、そしてNTTと十分詰めた議論をしていかぬ
と。

電話は一般大衆ですよ、郵便と同じだ、一軒一
軒に届くわけですよ、出すと。これは受信機だけか
らね。明治以来の積み重ねの加入権、設置負担金、
権利の関係、これは国民の権利ですから。ちよつ
とビジネス、商売と違うよ。ただ、ビジネス的感
覚で規制緩和で、社会的規制の中の権利ですよ、
国民一人一人の加入者の。これを守る。私も住ま
いを守る、一軒一軒の家庭を守る、これが私の政
治信条なんだ。余計こうなるんだよ、必ずしもお
れだけではない。法的にも十分詰めて対処して
いたかぬと、一々言い出せば切りがないから答
弁は求めません。

今度の法律改正のあれをしていて、どなたかお
つしやいましたが、光と影、影の部分。光はみん
な意欲を持ってちやほやして負けぬようにとい
うことでやっていかれますが、接続料の問題もそ
うですよ。接続料だけじゃないよ。影の部分の一軒
一軒の家庭の権利を守る、明治以来の積み重ね。
それはよっぽど法的にもがっちりあれして、国民
大衆の方、電話利用の方々によくわかるように、
これは行政の責任ですよ。申し上げておきます。
一方的なお話になりましたけれども、これは今
後のためを思って、今後の情報通信社会、そのた

めにはやっぱり光と影、影の部分をがっちり踏ま
えてきつとさせていっていただきたいというの
を最後の私の要望にいたしまして、ちよつと早い
けれども終わらせていただきます。

○林寛子君 何時間を要しましたか、いよいよき
よう、法案の出口が見えたという状況になってま
いりました。今まで多くの質問がありましたし御
答弁もたび重なるお返事、あるいは各委員を
必ず全時間拝聴できるスケジュールでもございま
せんでしたから重なる部分もあるかと思いま
すけれども、私は、平成会として最終の質問にな
りますので、改めてきようは総ざらいをさせていた
だく意味も含めてお願いを申し上げますと思いま
す。

今回の法案に対していろんなことを言われてお
ります。けれども、これから申し上げる中で、一
体民営化というのは何なんだろうと。私どもの概
念の中で民営化というのは、少なくとも資本の
過半が私人でありあるいは私企業の所有とならな
ければならないというのが基本であろうと思っ
ます。ところが、御存じのとおり、政府は発行済
みのNTT株、株式総数千五百六十万株のうち
五百四十万株、パーセントにして三四・四％、そ
れを売却しただけで、言えばNTTはまだ民営化
の途上会社、私はそう言えると思うんです。私の
その解釈、概念が間違っているのかどうかとい
うことも含めて、まず御意見を伺いたいと思いま
す。

○政府委員(谷公土君) 過去の歴史を訪ねます
と、この電気通信事業は、国が行い、あるいは公
社形態という形で行われてまいりましたけれど
も、十二年前の公社の民営化、競争導入、その時
点から基本的にこういつた電気通信サービスは民
間企業において市場原理のもとで提供されるべき
ものだというふうな考え方に立ってきておるわけ
でございます。

ただ、この民営化それから競争原理導入は、公
社時代からのNTTによる一〇〇％の通信サービ
ス独占からスタートいたしまして、その中に新し

く純粹の民間会社の方々が参入してこられたわけ
でございます。その後十二年を経まして、活発な
参入が行われ、多くの分野で競争が出現し、それ
なりの効果が出たわけでございますけれども、残
りましたところが地域通信分野の九九％独占とい
う状態でございます。

したがって、NTTにつきましても、将来
的な方向といたしましては、純粹民間会社のもと
における自由な競争ということが究極の願ひであ
るわけでございますけれども、現状におきまして
は、国民に安定的に必要なサービスを提供する仕
組みを国が責任を持つということが基本的な要請
でございますので、NTTにつきましても、特殊
会社としてその役割を果たしていただく部分を残
さざるを得ないということでございます。

ただ、私どもといたしましては、将来の方向に
向けてこの独占分野におきましても競争を創出し
ていくような環境を整えることによりまして、そ
の中で、NTTも含まれて民営の方々の努力に
よってすべての分野が競争下において自由に行わ
れるような、そしてそれによってもなお必要な
サービスが国民に提供されますような、そういう
仕組みを求めていくということが基本的な方向だ
と思っております。そういう意味では、先生御指
摘のとおり、過渡的な段階にあるということは言
えると思います。

○林寛子君 そのことの基本的認識の上に立つ
て、今回の法案に対して、今まで過去の歴史が
あるあったのは御存じのとおりです、今まで委員
からいろいろなお声ももう既に出ております。私は
これからのいろんなことを申し上げますけれども、
一九八二年の第二臨調の答申以来、私は電電公社
が民営化への道を歩み始めたきっかけだったと思
うんです。

その当時、御存じのとおり問題のある人ではあ
りませんでしたけれども、民間から初めて電電公社の総
裁になられた真藤さんという方がいらつしやいま
した。残念ながら、いろいろと理由があつて責任
をとられたりありました。私はあの当時を考えて

みますと、今までもめていたものというのか、もめ
ているというのか、発想の転換というものを電電公
社というものが持ったのは、その当時の、一九八
一年五月十九日、臨調の第四部会での「電話事業
は頭打ちで、八五年以降、赤字転落もしかねない
財務体質の悪化が進む。これらを克服するため
は、何より体質の改革が急務だが、今の公社制度
では、予算制度、労務関係、投資、新事業、い
ずれも機敏な対応ができない。その総和は、経営
者の責任感を奪い、良好な労使関係も阻害され
る」と、八一年五月十九日、公社の限界について真
藤総裁が初めて発言された、それがきっかけなん
です。私はそう思っています。

ですから、私は古いことは言いたくありません
けれども、守住先生、先ほどから古いこともずつ
と御記憶ですから講義をしてくださいました。私
はそれとまた違った視点で、素人守住先生のよ
うな専門家でございませぬけれども、やはり政
策の転換、あるいは企業の経営方針の転換期を、
勇断を持ってそれがいつのようにならざるかと
いうのは、その企業が生きて残るための大きなき
っかけがなければならぬと思っております。にも
かかわらず、逆に言えば、今日までそれぞれの経
過はあったにしろ、十五年間この法案を作成する
までの時間がかかったわけでございます。十四年
と言ふべきか、十五年と言ふべきでしょうね、も
う間もなく七月ですから。

その間、世界は大変な大競争時代となった。中
でも情報通信分野は、各国は国を挙げて国家戦略
を展開しているんです、その間にも。世界の状況
をこの十四年間、あるいは十五年間と言いかえ
てもいいこの間、どのようにその世界の情報の動き
を認識していらしたのか。今日まで年数がかつ
たことに、今どういうお気持ちを大臣はお持ちな
のか、伺わせてください。

○國務大臣(堀之内久男君) このたびのNTTの
再編成法案を御審議いただくに当たりまして、過
去十四年間の長い時間を要したではないか、こう
いう御指摘であります、何でも変革をもたらす

というときには、それぞれ大変大きな勇断が要ると思ひます。十二年前に電電公社がNTTとして発足をした、それも私はやはりその当時の当事者の大変な御英断であつた、こういうふうな思つております。

特に先ほど真藤総裁のお話がありましたが、ちょうど鈴木内閣の時代、私も通信委員会の理事でありました。そのときに、真藤総裁がおいでになられました委員会であつたことは、いまだに記憶にあります。

私も日本の電電公社の総裁という大仕事を与えられました。ここに来てみたら私の石川島播磨重工の因島工場の工場長の資格しかありません。何一つ総裁に権限がない。ということは、手足をくびつて泳ぐというのと一緒であるというふうな答弁をされました。我々も改めてびっくりした。賞与一つが決められない、給与一つが全部国会の承認である。これでは私は電電公社の将来はない。これはもう通信委員会で言い切られましたので、私も改めてとんでもない総裁が来たなというところでびっくりしたわけでありました。

以来、私は、やはりあの真藤総裁が社内の皆さん方と民間企業という立場で公社の将来を検討されたものと思ひます。したがつて、今から十二年前にNTTとして、民間企業として発足された、あるいは英断をされたその気持ちは、私は真藤総裁あつてできたと思ひます。当時はまだ黒字経営でありましたから、なかなか私は分断はできなかったと思ひますが、もう御案内のとおり、今日の情報通信というものが技術の急速な革新によりまして急激な発展をいたしております。我が国においても、この情報通信産業が今やリーディング産業としての大きな役割を果たし、世界各国もまた二十一世紀の戦略産業として大きな努力をしておる今日であります。

したがつて、今後のNTTのあり方について、時間は要しましたが、しかし、この前官津社長が委員会であつた言葉に、ちよつと時期はおくれたかもしれないが取り返しのつかない時代ではな

かつた、衆議院であつたか、こういう答弁をされました。ある程度時間はかかりましたけれども、しかし今日のこの技術革新、そしてそれによるマルチメディア時代を迎えようとするとき、もうやはり電話だけの時代ではない、この新しい時代に対処して、今後再編成しなきゃならぬ、こういう決断をされた今回のNTTの皆さん方には私も深く敬意を表するわけであります。やはり時間がある程度かかったということが今回の大きな編成の引き金になった、あるいはまたこの技術革新がそうしたことになった、こういうふうに理解をいたしております。

今後私どもは、NTTの蓄積された技術力あるいは人材というものを十分生かされまして、少しおくれましたが、これからの新しい時代に対応して、やはり日本の電気通信情報産業のかねめとして大きな進展を期待いたすわけでございまして、また、そのことによつていろいろな公正競争の確保、すなわち接続ルールその他先ほどからいろいろ関係の業界の皆さんが御要望されましたが、そういうものが確保されることによつて、私はこれからの日本の情報通信産業の大きな発展が期待できる、こういうふうに思つております。

○林寛子君 大臣がおっしゃることはもともとだし、私もよく理解はできるつもりです。ただ、昨年末のこの法案の合意、この法案は昨年の電通審の答申と私は似て非なるものだと思つています。これで改革の目標、今おっしゃったようなことは達成されたとお考えでしょうか、いかがですか。

○政府委員(谷公土君) 確かに、今回の再編成案は電通審答申とは異なっているわけでございまして、現在のNTTを純粹持ち株会社のもとに長距離通信会社と二社の地域通信会社に再編成しようというものでございまして。

しかしながら、今回の再編成案におきましても、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門をそれぞれ独立の会社とするによりまして公正競争条件が整うということ。それから、地

域会社が二社に分けられますことによりまして相互に比較しながら競争するという体制が整うこと。また、NTTの国際通信への進出、KDDの国内通信への進出を可能といたしまして、国内、国際間の相互参入競争を活性化させること。またあわせて、国際的な状況の変化に対応し得ることなどから、これとあわせて審議をお願いしております。競争法改正の接続ルールの確立と相ましまして、競争の活性化、またそれを通じた国際競争力の向上、利用者の利便の向上を達成し得るものと考へておりますので、そういう意味では電気通信審議会において御提言をいただきましたことの趣旨を踏まえておるものというふうに考へております。

○林寛子君 その辺が、私はいけないということではないんです。私どもの目に見えぬ形で、これなら納得だな、なるほどなというその接点が見えないんです。言葉の上では確かにわかるんですけども。今回の法案で言われていること、もう御存じだろうと思ひます。今まで分離分割を主張してきた郵政省と、あくまでも一体化を求めてきたNTTの両者の妥協の案だ、この委員会でも先生方の御質問の中にもありました。そういう批判が強いんですけれども、実際はそういうことなのか。今おっしゃったように、答申と似て非なるものであるがゆえに、これが誤解であるのかあるいは言い当てて妙なのか、いかがですか。

○政府委員(谷公土君) ちよつと今申し上げたことも重複するところがございますけれども、独占部門と競争部門の分離、あるいは経営規模の適正化、それから競争を通じた利用者への多様な低廉サービスの実現、そういうことがこの仕組みによつて可能となると私どもは考へておるわけでございまして、そういう意味では電通審答申の趣旨を踏まえたものだと考へております。

政府といたしまして、一年前の電通審答申の趣旨に沿つて、関係者の意見も聞いて案をつくるようにということで、私ども、関係者でありますNTTの意見も聞いて検討してまいりました。その

結果、私どもとしてこういう案を決めまして、NTTにもお示ししたところ、御理解をいただくこともできました。

そういう意味でございまして、私どもとしては、この案につきましては従来のさまざまな御議論を踏まえて私どもが責任を持って考へてきた内容でございましてけれども、現在の状況に照らしましてこれは妥当な案であるというふうに考へておるわけでございまして。

○林寛子君 よく相談をしておつしやいましたけれども、途中経過がこの委員会にかかることもなく、法案として出てくるまで私どもはよくわからなかつたわけでございまして。与党さんはあるいはおわかりになつていたのかもわかりませんけれども、おわかりになつていないとおつしやつていますから、そういう意味では、途中もつと私たちが理解できるように、またオープンにしていただかなければ国民にも私は理解されないだろうと思ひます。

ちよつと時間をいただきましたけれども、今までNTTの経営形態見直しの意見の相違点、いろいろあつたわけですね。これだけの歴史があるんですから、十四年になる。そういう意味で、今回の法案が出るまでに今までNTTと郵政省、接続問題、地域網の独占性、国際競争力、料金値上げ、あまねくサービスの維持、将来のネットワーク構築、研究開発力、そういうものについての意見がどう違つていたかというのをもう一度、きょうは両方いらつしやいますから、なぜこんなに違つていたものがあつたという間に合意できたのかというものがまだ理解できないんです、私の頭では。ですから、少なくとも今までどう意見が違つていたかをもう一度聞いていただきたいと思います。なぜ私どもが理解できないのか、なぜ妥協の産物だと世間で言われるのかというのが私はここにあると思ひます。

まず、接続問題に対してNTTは何と言つていたのか。「接続問題は、NCC」、さつきもお話がございました新規参入者ですね、「NCCとNTT

T地域網だけでなく、PHS等とNTT地域網の問題ともなっており、長距離網と地域網の構造上の同等性だけを議論する実質的意味は減少している。むしろ、多様な接続ニーズにいかに対応するか今後の問題だ」と。また、「適正な対価を前提に、ネットワークを誰とでも接続すること、相互接続条件を同等にすること(情報開示、料金等)、あらゆる相互接続ポイントを設定することによって、接続問題は解決する」とNTTさんはおっしゃってました。

他方、郵政省は何と言いましたか。「NTTの接続料金のコストは、独占的なNTTの生産性を前提としたものであり、真の「適正さ」の実現が担保されているかどうか分らない」と。これだけ意見が違った。

続いて、NTTの地域網の独占性について、「TNetなど地域系のNCCの出現、CATV電話、携帯電話、PHSといった競争相手が出現しており、地域網がNTTの独占であるという体制は崩れつつある」とNTTはおっしゃった。

ところが、郵政省は何と言いましたか。「地域系NCCで電話を行っているのは一社(TNet)にすぎず、事業開始後七年になるが、その加入者はNTTの約六千万加入に対して約一・五万加入(〇・〇二五%)に過ぎない」とおっしゃった。これだけ違うんですね。まだまださんありますよ、違う点。

「NTT地域網は、NTTが独占的に使用しているのではない。現に、各事業者がNTT地域網を素材として自由に活用し、事業展開を行っている」とNTTさんはおっしゃる。

ところが、片方は何と言いました。「NTT地域網を各事業者が自由に活用するのは、接続命令を出すことができるという電気通信事業法の建前から当たり前のことで、それが現在の基本の仕組みである。問題は、かつてのフレームリレーやVFPNのようにNTTが各事業者の自由な使用を妨げるような事態が二度と起こらないかどうかである」と、こうおっしゃるんですね。

これ、言っているのと切りがないんですね。でも、国際競争力についてNTTは何と言っていました。「主要国は情報スーパーハイウェイの整備を図って海外への直接投資を積極的に進めるなど、巨大通信事業者による大競争時代に突入していく。設備投資や研究開発の巨額化に対応するための組織力・資金力や顧客数も競争力の源泉の一つであることは否定できず、NTTの力を弱める分離分割を行ったら、日本は主要国との競争に負けてしまう」と、これがNTTのおっしゃる方。

他方、何と言いました。「情報通信産業の国際競争力について言えば、国内に競争相手が存在しない巨大企業よりも、国内の競争で鍛えられた企業の方が強いのが通例である。」「経営体の競争力の源泉は巨大さではなく、業務の融合や意思決定の迅速さにある。」「NTTの分離分割は、NTTを活力のある、変化に弾力的に対応できる事業体とするための措置である」と。これも、真つ向から御発言や今までのおっしゃり方は違うわけであります。

では、料金の値上げ、あまねくサービスの維持について何とおっしゃっていました。NTTさん、「効率の悪い所にもあまねくサービスすることが法律で義務付けられている。地域網を分離分割するならば、各社の状況により、料金の再調整もあり得る。また、サービス面でも会社間格差が生じたり、災害時におけるスムーズな復旧活動が困難になるといった問題が発生する恐れがある」とおっしゃいました。それも一理あります。

ところが、他方、「基本料、番号案内料、公衆電話料の値上げにより七年度には地域の黒字化が確実視されており、地域網の分離が更なる料金値上げにつながることはあり得ない」とおっしゃったし、また、「分割すると災害復旧活動が困難というの、また、こういう発想から来ているのか。緊急時にこそ縄張り争いをするというのか」という厳しい論調までおっしゃいました。全然違うんですね。あるいは、将来のネットワーク構築について何

とおっしゃいました。「地域網を分割すると、将来のネットワーク・インフラ構築が各社の経営に左右され、全国均一の整備に支障をきたす恐れがある」とNTTさんはおっしゃっていました。

片方、「米国のように一定の規模を持った大括りな分割を行えば、複数会社が競い合えば効率的経営の下で、全国バランスのとれた形でインフラ整備が促進される」とおっしゃったんです。最後に、研究開発に対してもこれだけ違うんです。「今後ますます巨額化すると思われるネットワーク・インフラの研究開発は、基礎研究から商品開発まで一貫して手掛けることが必要であり、NTTを分離・分割すると研究開発力が低下する」とNTTさんはおっしゃいました。

他方、「マルチメディア時代は、ソフトやアプリケーションのウェイトが増大し、独創的な知恵を競う環境に変化してきている。一か所に要員と資金を集中させる従来と同じような研究開発が最適かどうか疑問である。また、巨大な購買者でもあるNTT一社に研究開発を集中させたことが、我が国の交換機等のメーカーに国際競争力がない大きな原因ではないか」と。

これは言っているのと切りがありませんからやめますけれども、これほど今までおっしゃったことは相対峙し、相入れない立場で今まで頑張ってこられたんです。これらの全く意見の違ったものがなぜ今回の法案になり至ったのか。それが全く私どもには見えないうから、ある意味では妥協の産物だというような言葉になってしまっているんですね。

私は、そういう意味で、今回の法案に対して、NTTのあり方は当事者のみならず国民全体や関連産業に極めて大きな影響を与えるものでありますから、少なくとも今回の決定過程は私も国民の側から見て全く不透明であったと言わざるを得ないんです。残念ですが、わからないから、あるいは、純粹持株会社制度は電通審で十分に検討されたんでしょうか。これも先ほど申しましたように答申とは違うのではないかと。どういう経緯を経て双方の合意に達したのか、明快にして

いただきたいと思えます。

○政府委員(谷公士君) 大塚先生詳細に御指摘になりましたので、私、今手元にその資料がございませんので正確に一言についてはお答えできないのでございますが、総論的に申しますと、御指摘のありました接続の問題、これは地域の独占の問題にもかかわるわけでございます。これは今回の再編成合意に先行いたしまして、諸外国でもそのような動きがありますので、そういった例に倣いまして接続のルール、制度化ということを検討いたしました。審議会に諮問し、関係者、NTT、その他NCCの方々の御意見も伺いまして、このルールについては関係者の合意が得られたものがまとまりましたので、これを今回の事業法改正の中で御提案申し上げているわけでございますが、このことと、さらに地域網の独占その他のことにつきましては、今回のこの再編成案の中で独占部門と地域部門を分離するということをとりまうので、このことによつて先ほどの接続ルールとあわせて公正な競争の確保ができること。

それからまた、御指摘の国際競争力それから研究開発等につきましては、持ち株会社のもとにこれらの事業会社を独立させるという形をとりますことによりまして、御指摘のような点についての懸念も払拭されるということがあると思えます。それからまた、料金の問題につきましては、東西の二社に分けるといふことでその規模をほぼそろえることを一つしております。また、経過的には、これらの間の料金格差の影響が直接的に利用者等に及ぶことを避けるために負担金の制度等を設けましたし、また移行に伴いましての一時的な税の負担についての軽減措置も講ずるような措置をとりました。私もといたしましては、料金の問題についても、切磋琢磨の中で低減化の方向は期待できますけれども、これによつて料金が上がるという心配はないというふうに思っているわけでございます。

以上、雑駁ではございますけれども、いろいろ意見の対立がありました点につきましても、今回

この制度の中であらばそういった懸念も払拭できるのではないかとこのように考えているわけでございます。

研究開発につきましては、基礎的研究については持ち株会社のもとに、それから応用的研究につきましては事業会社のもとにでありますけれども、これも関連する組織の中で連絡をとって進めることができる仕組みになっておるわけでございます。

○参考人(宮澤純一郎君) 妥協という妥協というふうになるのか。その妥協というふうになる、本当言うとその周りの条件が相当変わりましたということを私は申し上げたいと思います。

それで、真藤さんの話がさっき出ましたけれども、真藤さんがおられたときは、民営化の話、それから今言う規制緩和の問題、それからあとNTTの自主性みたいなことだと思えますけれども、そういうことについてかなり一生懸命で、それを進めるための競争導入というのが非常に大事だということをやっておられまして、それからずっとその方向で動いてきたと思っております。

ただ、真藤さんのときと今と一番違っているのは、あの時代はまだ電話でした。電話の競争というものをやるということでありまして、真藤さんは、電話の時代はその後には必ず変わってくるんだから、デジタル化というのは金がかかるけれどもこれをやらなければならないというので、真藤さんが残されたものは私どもから見ると二つありました。競争を導入していつてそれに対して会社の体制も変えていかなきゃならぬということ、もう一つは、将来に向けてこのまま電話をいつまでもやっているわけにいかぬというので、インフラとしてのデジタル化に手をつけなければいかぬと言われまして、こういうようなことでやってまいりました。

それで、あれから十年たちまして、今の状況だと真藤さんが言っていたデジタル化ももうそろそろ完成に近づいていまして、それで今度は重点

が加入者線の光化なんという話にも移ってまいりようになりました。それで、今年度でもデジタル化は完了すると、局の上の段階は全部日本国じゅうそうなりまして、そういう状況になりました。

それからもう一つは、そういうことが前提になっているデジタル革命というのが世界じゅうに起こり始めて、それでコンピュータのサービスが何だといろいろ出てくるようになって、それで今度は世界じゅうが競争になって、通信競争といっても従来型のキャリアだけの競争じゃございせん。今コンピュータが入ってきてやっていると、今の物が物すごく進んできました。大きく言うところ、そういうサービスから見たデジタル革命というのが本当に来たということ、それから国際競争というのが非常に激しくなった、その二つの状況というのはやっぱり真藤さんのおられたときとはちょっと様子が違ってきているように思います。

その後のいろんな議論は、競争という面、主に国内競争という面をめぐっているやうな感じがいたしましたけれども、実際にどう実感として時代が本当に変わってきたということはごく最近の数年でございます。そういうことがやっぱり前提になっているいろいろ言い合いましたけれども、妥協というか新しい方式を発見した、こういうふうな言っているに違いないのでございます。そういうような状況になっていっているんだというふうに思っております。

○林寛子君 私、それがいけないというんじゃないんです。改革することなんです。それはいいんです。けれども、それが透明性がなくて、どこで、いつ、だれが、どのようにして来たかというのが見えないというのを申し上げているので、新しい発見があったり、新しく改革することとは時代に対応するのに必要なことですから、それをいけないう言っているわけじゃないんですから誤解しないでいただきたいのですけれども。

私は、こういうことは国民の前にも、あるいは職員の中にもやっぱり士気を高揚するという意味でだれにも見える、あんなるほどこういうことがあってお互いが話し合ったらこういう接点があったんだなというのをぜひ見るようにしたいです。だいたいということを書いたわけなんです。きょうが最終の審議日になりましたけれども、今まで先生方の御質問も聞いておりましたけれども、この部分が見えてこないということだけは私は申し上げておきたいと思っております。

それから、それほどおっしゃるのであれば、私は今回こういうことで、妥協の産物と言ったら、言葉が違ふ、新しい発見だというふうにおっしゃいました。それでも結構なんですけれども、それは世間でどう言っているか。いや、そんなものは天下り先をふやしただけなんだよという厳しい批判もあるんです。お耳に届いているかどうかかわかりませんけれども、郵政省、新しいポストには天下りしないという断言ができませんか。

○国務大臣(堀之内久男君) 天下り天下りというのがよく言われるんですが、私はどこでも、どこでも職場といえども、今各役所はほとんど五十歳前後で優秀な人たちが退職をされていきます。私は、これからのような五十歳前後の働き盛りはまた政治家の大きな務めでもある、こう思っております。したがって、これから先、将来絶対再就職はNTT関連にはしないというとはいかないかなものかと思っております。

やはり、その人の技術力あるいは人材、人格を諸わていくならば、その人の能力を生かすことが社会のためにも大変重要なことだ、こう思っておりますので、その辺で御理解を賜っておきたいと存じます。

○林寛子君 私、その人の能力を生かしちゃいけないという、そんな僭越なことを言うつもりはさらさらありません。能力のある方は天下りであり、天下がりであり、また事実役人から国会議員に天上がりに来た守住先生もいらっしゃるん

です。それから、これ天上がりと言うんでしうけれども、人材を生かすということに関して日本の発展のためにいかに有効に使えるかということまで私はいけないということではないんですけれども、少なくとも今世間の常識で天下りが問題になっている、天下り禁止という声もある中で、私は、こういうときに少なくとも大臣からもう少し前向きな答弁がいただきたかと思っております。残念ですけれども、今後見守っていききたいと思います。余り長くかかりますと法案審議に入れません。少なくとも法案審議に入ります前に、先日法案審議に入りますのに先立ちまして六月の三日、私どもは委員視察という貴重な経験をさせていただきました。

武蔵野開発センターにお邪魔をさせていただきました。この間も同僚議員からもそのお話が出ておりましたけれども、大変私どもにとってはありがたいことで、こういう部屋で素人が議論をするだけではないで、実際に見るというといかに大きな収穫があったかということに対して、私は視察に対して御努力いただいた、またお世話かけた皆さん方に心からまず御礼を申し上げておきたいと思っております。

また何かの機会があればぜひ委員会として視察というものが、一研究センターだけではありせん、数がございまして、そういう意味では見せていただくということがいかに私は大きな収穫になるかというふうに考えております。

また、視察をさせていただきまして、一つには、ビジネスの国際化というものの目の当たりにさせていただきまして。あるいは横須賀研究開発センターと結んで居住地域のフレキシブル化というものも私どもも目の当たりにして、楽しませていただきました。あるいは遠隔教育あるいは遠隔医療、そういうものも今後二十一世紀に向かっているといくのかという一端もおぼろげながらも自分たちで受け取ることができたということも私はありがたかったと思っております。また、電子図書館、電子美術館ということでは、

いながらにしていろいろなもの収穫があるということ、二十世紀の高齢化社会にとつて、私も年とつて動けなくなつても、これ何とか今のうちに技術を習得しておけばいながらにして楽しめるのになんというかな、わびしいながらも明るい将来が見えるようなことも経験をさせていたいただきまして、本当に心から感謝申し上げたいと思つております。

ただ、一番私が大きな問題だと思つたのは、先ほどもちらつと申しましたように、研究開発ということなんです。私は視察をさせていただきまして、特殊会社での研究開発と、あるいは三つの会社での研究開発とはどのように区別され、またどのように連携するのか、何としても疑問が残りました。私は大変研究開発を重要視しておりますので、その点あの場所であつただけではわかりにくかつたんですけれども、再度、相互にどのように連携するのか、お伺いしたいと思つます。

○参考人(宮脇隆君) ただいま、研究所を御視察の際に大変勉強になったということで、御利用いただきまして、ありがとうございます。

重複するかもしれませんが、一応基盤的研究開発、それから応用的研究開発という言葉であらわしているわけですが、基盤的研究といつた場合には、これは持ち株会社がやることにしております。これは一元的にやることにしております。これは将来のあくまでも事業、ですから時間軸の長い中期的といひましようか、中長期的視点に立ったものが主になるわけでございます。中身はいわゆる基礎・要素的な技術になるわけですね。

そして、私どもとしましては、それ以外にも事業会社が三つできるわけですが、この各事業会社に共通に使われるようなもの、これはやはり持ち株会社の基盤的研究開発ということでやらせていただきますと思つております。

というふうに、リソースの有効活用という面で、このように持ち株会社が一元的に、基盤的研究開発という名前代表させていただきますが、

それで行くことによつて効果的に我々はできるといふふうに考へてゐるわけですね。

一方、昨日も御質問あつたわけですが、もうお客様が実際ににお使いになるようなもの、お客様がすぐにお使いになるようなもの、我々として商売でお金をいただけるようなもの、そういうものの開発ということが主になると思つますが、そういうものにつきましてはこれは各事業会社それぞれでやっていたらどうと思つてゐるわけですね。

そして、実は現在も私どもの会社の中にいろいろな事業部がございます、いわゆる実用化に近いものはそちらの方でやつてゐるわけでございます。実際にこの前ごらんいただきました研究所でやつてゐるものは多くは基盤的研究に近いものでございます。

したがいまして今後の、今のところまだ実際にはこれから検討しなきゃならない面があるわけですが、今のところ考へておりますのは、あくまでも共通基盤的なものは持ち株会社でやります。そして今度は、持ち株会社がやる研究いわゆる基盤的研究と事業会社がやる応用的研究というものにつきましては、一応私どもとしては持ち株会社の方に企画部隊を置きまして、そちらの方でグループ全体としての研究開発はまとめていこうと思つております。持ち株会社がお金だけ事業会社からいただきますと断つて研究をするというのじやなくて、あくまでも相談しながら、それから現場の状況というものをよく知りながら企画をしていこうと思つておりますので、我々としては、こういう形でやらせていただければ十分御期待にこたえるような研究開発をやつていけるというふうに考へております。

○林寛子君 運輸省、来ていますか。

ちよつと横道にそれるようですが、国鉄のことに関しては委員会が違ひますからる申しません。要点だけ運輸省に答えていただきたいと思ひます。

大きな問題になりましたけれども、国鉄の民営

化が行われました。旧国鉄には幾つ技術研究所がありましたか。また、どのようなものがあつたか教えてください。

○説明員(藤森泰明君) 旧国鉄には、鉄道技術の基礎分野から応用分野までの研究試験等を行ひます鉄道技術研究所というものと、鉄道に関する心理学、人間工学面等の調査研究を行ひます鉄道労働科学研究所の二つの研究所がございました。それ以外にも技術研究部門として浮上式鉄道官崎実験センターあるいは構造物設計事務所等がございました。

○林寛子君 今おっしゃいました鉄道技術研究所、鉄道労働科学研究所、目的を持った研究官崎等とは別にしまして、この二つの国鉄の研究所があつた。民営化によつて、この技術研究はどのように編成されましたか。

○説明員(藤森泰明君) 先ほど申し上げましたように、試験研究業務機関としましては、鉄道技術研究所と鉄道労働科学研究所の両研究所がございましたが、これらはいずれの旅客鉄道会社にも附属しない財団法人として独立させるといふこととされまして、現在、財団法人の鉄道総合技術研究所というものが設立されまして、昭和六十二年の四月に国鉄から事業、資産、権利等を承継いたしました。研究を進めていくところでございます。

○林寛子君 そうしますと、二つあつた研究所が財団法人鉄道総合技術研究所になったという今のお話ですけれども、旧国鉄当時の先ほどの鉄道技術研究所と鉄道労働科学研究所ですか、その二つが一つになったとき、資産も今おっしゃいましたけれども、研究員も含めた人数もそれは全部一つにまとめたんですか。

○説明員(藤森泰明君) この新しい財団法人の鉄道総合技術研究所には、従来の鉄道技術研究所、鉄道労働科学研究所の職員も含めまして、さらに先ほど言ひました構造物設計事務所あるいは車の設計関係の方も含みますけれども、そういったところから職員を採用して研究を行つていくところでございます。

○林寛子君 人数の変化は。

○説明員(藤森泰明君) 昭和六十一年の四月時点での鉄道技術研究所と鉄道労働科学研究所の両研究所の職員は五百六十七人でございましたが、昭和六十二年四月の鉄道総合技術研究所の発足時の職員は五百五十人でございました。

○林寛子君 両研究所が一つになって財団法人の鉄道総合技術研究所になったという話ですけれども、人数はわかりました。人数はほとんど大差がないですから、これは問題になるほどの人数ではありません。ほとんどが行つたということですね。

財団法人なんですから、その基本財産というのは、だれがどこから出したんですか。

○説明員(藤森泰明君) 鉄道総研の基本財産につきましては、昭和六十一年十二月にこの総研が設立されたときに国鉄から基本財産として寄附されました有価証券と、それから六十二年四月に国鉄から承継いたしました国立研究所の用地等で構成されてゐるものでございます。

○林寛子君 国鉄が新しくJRになりました、そうすると旧二つあつた研究所から、今おっしゃつたように有価証券あるいは用地をもらつて一つの財団ができた。

そこで、今、JR七社からどのように研究費を分担してゐるんですか。

○説明員(藤森泰明君) 鉄道総合技術研究所の研究費の分担につきましては、JR七社から前年度の運輸収入の一定割合を負担することとされております。

○林寛子君 その割合はどうなつてゐますか。七社全部平均にしているんですか。

○説明員(藤森泰明君) 旅客鉄道六社につきましては各社とも前年度の旅客収入の〇・三五%、それから貨物鉄道会社につきましては前年度の貨物運輸収入の〇・三五%をそれぞれ負担することとされております。

○林寛子君 そうしますと、旧国鉄時代の研究費と、今おっしゃいましたJR七社の中で、運輸収

入の一定割合が旅客鉄道六社からは旅客運輸収入の〇・三五%ですね、今おっしゃいました。貨物が〇・三五%ですね。

○林寛子君 JR七社の中で、貨物も赤字、北海道も赤字ですね。赤字でも運輸収入が入ったときのそれから取っちゃうから、赤字の幅が多くなつても、例えば、失礼ですけれども、赤字の北海道も貨物もその赤字に関係なく、運輸収入の中からもう最初に取っちゃうわけですね。

○説明員(藤森泰明君) 御指摘のとおりでございます。

○林寛子君 そうしますと、民営化の前の国鉄の二つの研究所と今回の新しい研究所一つになったのと、このパーセントは〇・三五と〇・三五ですけれども、研究費の金額はJRになる前、旧国鉄とどれくらい違いましたか。差額ありますか。

○説明員(藤森泰明君) 昭和六十年度の実績で申し上げますと、旧鉄道技術研究所の研究費は九十一億円、それから旧鉄道労働科学研究所の研究開発費は九億円でございまして、合計百億円でございまして、それから、総研ができました初年度の研究費は約百二十億という金額でございました。

○林寛子君 金額は減つてもいいですし、むしろ、最初に取っちゃうんですから、微増というところだろうと思えますからいいんですけれども、例えば工業所有権、特許等、これ頭から運輸収入を〇・三五、〇・三五取るわけですから、この財団の総合研究所で上がった工業所有権等は新しくなつてからどれくらいあるのか、また所有権の配分というのがあるんですか。

○説明員(藤森泰明君) 鉄道総合技術研究所が所有する工業所有権につきましては、平成九年一月現在において見ますと、登録済みのものが千二百八十九件、それから出願中のものが八百七十八件になつていましてあります。

そこで、総研の所有する工業所有権の配分につきましては、JR各社は無償でこれを使用することができるといふことになっております。

○林寛子君 日本の国鉄の技術というものは世界

に冠たるものだと私も聞かされてまいりました。そうしますと、旧国鉄時代の工業所有権はど

こが持つていらっしゃるんですか。

○説明員(藤森泰明君) 旧国鉄が所有しておりました工業所有権につきましては、昭和六十二年四月の分割・民営化に伴ひまして、一括してそれは鉄道総研が承継しているところでございまして。

○林寛子君 わかりました。そうしますと、工業所有権はJR七社、貨物も含めて七社は無償で使用できると。そうすると、例えば外国へ行つて、ある国に技術を使った場合の工業権の収入という

のがあつた場合は、研究費に増額されるだけですか。各JRには、使用権が無料であるということ

だけで配分はないんですか。

○説明員(藤森泰明君) 申しわけございませんが、ちよつと詳細については手元に資料がござい

ませんのでわかりかねますので、また後ほど御説明させていただきますと思ひます。

○林寛子君 運輸省結構です。ありがとうございます。

今、私がこういうことをきくと聞いていますように聞こえますけれども、なぜ私がこれを聞いたかと申しますのは、私は視察をさせていただいて、純粋持ち株会社とあるいは西と東、長距離、この研究所のあり方がいまだにわからないんです。わからないという疑問に思つていられる大きな心配事の一つなんです。素人が心配すると言われればそれで結構ですけれども、でも私は、今回のこの法案によつて持ち株会社での研究開発と三

社での研究開発とはどのように区別されるのか、またどのように相互に連携できるのかという点

が、この間現場で質問したときに納得できなかったもので、もう一度このことに関して、どのように三社が連携していくのか、ちよつともう

一遍教えてください。

○参考人(宮脇隆君) 重複して申しわけないんですが、一応基本的には、持ち株会社としてやつて

いけるといふところに実は御説明させていただく

というものを持ち株会社で一元的にやるというふう

に申し上げておりますが、その持ち株会社が研究開発に要する費用というものは、これは事業会社の方から出していただくわけでございます。

そしてそれは、先ほどの御説明にもありました一定比率でいただくの差をつけるのか、その辺

のことはまだ実は正直申し上げまして詳細には

我々検討しておりますが、これはあくまでも大臣からの要請がございまして、それは速やかに

検討していくつもりでございます。というふう

に、ちよつと言葉が悪いんですが、一番のみそは

持ち株会社制度というところにあるというふうにお

考えただけだと思ふのでございまして。

○林寛子君 私がわからないと申しますのは、何

いまして、いわゆる持ち株会社では基盤的研究を

するんだという御説明は確かにありました。それは

わかつていられるんです。それは結構なこと

けれども、持ち株会社で基盤的研究をして、例え

ば厳しい現場に直接接しない部門、いわゆる純粋

持ち株会社、その研究開発は実用化にどの程度

役に立つのか、あるいは実用化は全くそこでは期

待しないのか。その辺の關係が、今まではっきり

しておりませんと言われると、私ももつとわから

なくなつちゃうんです。そこはどうなりますか。

○参考人(宮脇隆君) 今、先生がおっしゃられたことがはつきりしてないのではなくて、お金の負担の割合をどうするか、そういう仕組みの方はまだはつきりしていないというだけでござい

まして、あくまでも持ち株会社の研究所がやる中

身は、正直言ひましてこの前ごらんいただきました

研究所がやつていられるような研究活動をやるのが

持ち株会社の研究所と思つていただきたいのでござ

います。

○林寛子君 私はなぜ国鉄のことを聞いたかと申

しますと、今皆さんお聞きのように、少なくとも

JR七社で、赤字であつても何であつても、研究

費を旅客運輸収入の〇・三五%片方は取る、貨

物の方は〇・〇三五%取るということになります

と、持ち株会社と長距離と東と西、それぞれがこ

の持ち株会社に対してどの程度研究費の割り当て

をJRのようにきちんとはなから割り当てて取つ

ていくのか。

変な話ですけども、皆さん方のせつかく日本の

財産であると思つていられる技術研究、基礎も応用

も含めて、それらの研究開発が今度のことによつ

て、私たちの頭では、親会社と長距離あるいは東

西に分かれることによつて研究も分割されてしま

程度きちんとした姿がこの委員会ではこういう論議をする中で見えてこなければ、何となく不安が残るというのを言わざるを得ないんです。

どうしても私はその部分が心配だし、まだ視察させていただいて多くの問題等々ございますので、時間でもございます、午後の問題に譲りたいと思います。

○委員長(湖上貞雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(湖上貞雄君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○林寛子君 午前中に、視察に伺いましたことに関して大変お世話にはなりましたけれども、視察で一番私が疑問に思ったことと、将来に対して今の研究者体制というものが、今回の法律によって持ち株会社、長距離会社、西と東、こういうふうに分割されて果たして今までの研究成果、研究等の維持ができるかということ、よりそれが低下しないかということで、お答えとしては低下しないで維持し得るというお答えをいただきました。午前に引き続きまして、視察のときのことをもう一度詳しく聞いていきたいと思います。

先ほど、今の現状の研究より技術の研究低下もあり得ないというお答えをいただきましたけれども、それでは持ち株会社で行う基礎研究というもの、研究費あるいは研究員、現在とどのような変わるかお教えください。

現在、私どもの研究開発は全体として約八千五百人という研究者で研究開発を行っております。そしてまた、それに使っている費用というのは約二千九百億円、約三千億近くですね、二千九百億円を使っております。

そして、それを現在のところ再編成ということ、応用的研究開発と基礎的研究開発というものに分かれた場合ですが、八千五百人と申し上げましたが、これを大胆に試算しまして、実はことしの秋にソフト会社というのを分社することになっておりまして、そちらに約三千五百名ぐらいが参ることになっております、この八千五百人の中から、それから、応用的研究開発者というのは大体二千名ぐらいになるかと想定しております、あと約三千数百名が基礎的研究開発をやる要員になるかというふうに想定しております。

○林寛子君 費用は、二千九百億円というものをベースに想定いたしますと、基礎的研究開発には約千六百億円ぐらいを使うのではないかとこのように考えております。

○林寛子君 そうですね。八千五百人の研究員、今度は秋にソフト会社をつくってそこへ三千五百という今のお答えですけれども、基礎技術に三千人と費用が千六百億円。

私、なぜ先ほど国鉄の話をしましたかといひますと、お聞きのとおり国鉄の場合は二つあったものを一つにして、しかもそれを財団にして有価証券と用地を一つに、普通の家言えば遺産相続的なものにしたわけです。そして、その研究費の捻出に関しては、先ほどもございましたように運輸収入の頭から〇・三五％、JR六社。貨物は小さいですから〇・三五％と、この割合を決めて運輸収入の頭から取る、赤字であるのが黒字であるのが取るという、それを私は運輸省を呼んで国鉄の状況を聞いたわけです。今おっしゃいました研究費も二千九百億円、それは天から降ってくるんですか、どうするんですか。

○参考人(宮脇隆君) 御説明申し上げます。

今のところ、二千九百億円といった数値は、私どもの会社の総売上高の五％弱の数値になっております。そして、これは今度は再編成後になります、各事業会社が実は収入を上げるわけですが、その各事業会社が経営の中でこの研究開発費は費用として私どもの方に、私どもというよりは持ち株会社に差し上げることになるわけでございまして、今先生がおっしゃいましたように何％になるかはちょっとまだそこまでは決めておりませんが、費用として研究開発費は事業会社から持ち株会社に出すことになるということでございます。

○林寛子君 出すというのはわかりました。言葉どおりでしょう。ただ、どういうふうにするかというところなんです。今、私がJRを例に挙げたように赤字でもはなから取るのか、今言われているように東西は競争しなきゃいけないけれども西は赤字だという風評がある。赤字でもやっぱり取るんですか。パーセントはわからないにしても全部取るんですか、それを教えてください。

○参考人(木塚修一君) お答え申し上げます。西が赤字になるというのは先生の御指摘どおりなんです、赤字でも持ち株会社は取ります、研究開発費を。ですから、西から取りますということとです。西の負担において支えますと、こういうことでございます。

○林寛子君 そうしますと、こたわるわけでもありませんけれども、旧国鉄からJRになつて今のようないくつかの拠出方法というものが確立されるようになりましてけれども、今後いつまでどのようないくつかの方式によって、研究費を取るというのとはどういう取り方をするのかということ、いつまでどのようないくつかの方式になるか教えてください。

○参考人(木塚修一君) お答え申し上げます。現在、検討を進めておるところでございます。国鉄さんのようにいわゆる運賃収入、私どもで言いますと売り上げでございますが、売り上げに帰納させる場合、あるいは固定資産、交換機と

○参考人(宮脇隆君) お答えいたします。

か伝送路とかございますが、そういったようなものの研究開発を当然基礎研究として行うわけでございまして、そういった固定資産の額によって負担金を帰納させる部分、いろいろな考え方があるわけでありまして、現在それについてよく検討して、拠出する東西の会社あるいは長距離がやはりリーズナブルだなど思うように、できるだけそういう形で仕組みをつくってまいりたいというふうに思っております。

○林寛子君 これにこたわるわけじゃありませんけれども、やはり法案審議の中で将来像が見えないことにはこれは検討できないですね、はっきりいって。ですからしつこく聞いています、この間の視察させていただきまして、どうですかと聞いた、トップレベルですと、世界のトップレベルの技術ですというお話を聞いて私は大変うれしかったし、またそうあつてほしいと願っているんです。みんなもそうだろうと思うんです。

これは今度の一持ち株会社の財産じゃなくて国の財産、国民の誇りにもなるわけですから、それであれば、この間視察のときに世界トップレベルの技術とおっしゃったものを果たして維持するためにどのような方策が考えられるか。

ただ、会社を持ち株会社、長距離、東西に分ければいいということではなくて、もう一つ私がかつたのは、持ち株会社と長距離、西と東、それぞれ全部に研究所を持つということをおっしゃいました。余計わからないんですけど、持ち株会社に今おっしゃったものがあつて、そして長距離にも東にも西にもそれぞれに研究所を持つ。どこで区別をして、どこで線を引いて、あるいはソフトとハードとするのか、基礎と応用とするのか、線引きなんというものは研究はできないわけですね、変な話がおたくで見せていただけないわけですよ、こつちは応用なんですと、接点をつなぐところのその継ぎ目が私は研究の中にはないと思うんです。

ですから、今のレベルというものが、持ち株会

社と長距離と東西それぞれに研究所を持つという
ことは、国鉄は今まで二つだったのがJ.Rになっ
て一つにした。そうじゃなくて、N.T.Tの場合
は一つあったものが今度四つに分かれるわけだ
ね、持ち株と長距離と東西と。私はそれで果たし
てうまくいくのかと。研究費一つ聞いても、い
やまだこれからですとおっしゃる。

そういう意味で、やっぱりこの点に関してはこ
の委員会の質疑の中で、適当なあるいはみんなが
納得するような、間違いなくやっていくよという
ような答えが得られないということは大変不満で
すし、心配に値しないとおっしゃっても、やはり
こういう議論の中で明快にしていだくというこ
とがなければ私はおかしいのではないかと思いま
す。

ですから、私たちは視察で設立技術は世界トッ
プレベルなんですというのを拝見しました
し、確かにそうだろうと思いましたが、素人が見て
も、けれども、今後これらの権利、今までの
著作権といえますか特許権といえますか、そうい
うものは今度、この持ち株会社と長距離、東西の
中のどれに属するんですか。どこに権利を持って
いくのか。これは特許権、所有権がどこに行くの
か教えてください。

○参考人(宮脇隆君) 工業所有権あるいは知的財
産権、いろいろ言葉がござりますが、そういう権
利につきましては再編成前、いわゆる私どもが会
社を分ける前までのものにつきましては、基礎的
なものと、そういう言葉を申し上げてまた混乱さ
せるかもしれないが、基礎的研究に属するものと
それから応用的研究に属するものというものを
分類いたしまして、そして持ち株会社に基礎的研
究に属するものはそれを管理させることにしよう
と思っております。

そして、あと応用的研究につきましては事業会
社のほうに譲るつもりであります。そして、再編
成以降の新しい発生するそういう財産につきまし
ては、今度は持ち株会社で行っている研究所、い
わゆる基礎的研究で行っている成果は基礎的研

究所が管理しますけれども、それは使用権につき
ましては、お金は全部事業会社から出ております
ので使用権は全部事業会社に与えます。それか
ら、今度事業会社で生まれる研究成果があるわ
けですが、それはそれぞれの事業会社で自分で生
んだものですから、そちらに属するということにな
ると思えます。

○林寛子君 今のお話でわからないのは、基礎部
分は持ち株会社、応用部分はそれぞれにおとし
やいました。応用部分の技術というのは、どこか
一つが所有権を持っていなければ、それが西なの
か東なのか、それぞれに言ったって、いい方を
だれでもとりたがりますからね、遺産相続じゃな
いけれども、それぞれにというのはどうやって分
けるんですか、同じ応用で、西と東、どう配分す
るんですか。

○参考人(宮脇隆君) その中身について今まだ検
討はしておりませんが、応用的研究といった場合
に、これまで、再編成前までのものなんですが、
応用的研究というものにつきましては、それぞれ
の事業会社が、長距離も含めて三つの事業会
社それぞれが全部所有しますし、例えば西会社が
これについては要りませんと言う場合がもしあつ
たとしたら、それは保有しないかもしませんが、
それぞれの事業会社が欲するものにつきまし
ては全部持てるということでござります。説明が
よくわかりませんでしょうか。

○林寛子君 全部持てるというのは無理でしよ
う。一つしかないものもありますね。それは希望
者があれば、いいものはみんなとりたがりま
すよ。これは財産分与と同じなんです。だれも要
らないというものはみんな要らないんです。

その辺がちょっと、これを言っているとこれだ
けで時間を食ってしまいますので困るんですけれ
ども、私から申し上げておきますことは、これ以
上わからない話をしても仕方ありません。た
だ、わからない話を議論することが委員会なん
です。私たちの審議でわからないところを明快に
するというのがこの委員会の意義なんです。とこ

ろが、幾ら聞いてもまだ先の話でわからない、現
段階で、あるものはないことでは、私は大変こ
れはうまくいくのかと。あえて私はJ.Rがいい
とは言いませんけれども、J.Rの財産分与、事業
権分与というものを対して例を挙げたのは、事例
としてうまくいっているんです。もともと向こう
のものは数を一つにしたけれども、うまくいって
いる。

ですから、どうしてもその点に関してぜひ私
はこの際お願いしておきたいことは、確かに私ど
も、誇りを持って皆さんが世界トップレベルと
おっしゃったものを保持し、また今の世界の競争
時代においてより一歩前進できるような技術の研
究開発していただくために何とか皆さんのこの研
究所の、分割してだめになると言われるんじゃない
かと分割しただけの、四つに分割すれば今までの
より四倍の力が出るというような研究をしていた
だきたいためにしつこく伺っているわけございま
す。わからない部分はやがてまた何カ月かたつ
たときにまたここで議論することがあるかと思
いますから、改めてわかったときには、その方法
等々については委員会に提出していただくなりお
教えたいただきたいと思います。

私が申し上げておりますことは、分割すること
によつて四分割で低下するのではなくて、四分割
にしたら四倍の研究成果が上げられるというよう
にしたいのだということをお願い申し上げて、この
研究のわからないところもありま
すけれども、ペンディングにして希望だけ申し上げ
ておきたいと思えます。

それからもう一つ、視察で拝見いたしました大
変いいなと思つたことは、光通信網整備のこと
です。いわゆる光ファイバー、本当に私はすばら
しいことだと思つておりますし、これから光ファイ
バーというものがあらゆる産業の先端を行って、
私は二十一世紀の日本の明るいと思えますが、全
く新しい情報分野のものになると思えます。それ
から、私たちが拝見させていただきましては、む
しろ独力で光ファイバー網

を整備したら一キロで大体一億円から二億円だ
というお話を伺いました。ところが、御存じのと
おり建設省が情報ボックスというものを持ってい
ますね。要するに共有溝です。あれを利用して
ただければ、今一キロ一億、二億かかったものが、
この建設省のあれに相乗りすれば、その中を通
してさえいただければ一キロ一千万から二千万
でできるという大変有効利用ができそうな話を伺
わせていただきましたけれども、これは建設省と
どの程度話し合っているか、どの程度見込みが
ついているのか教えてください。

○参考人(宮脇隆君) お答えいたします。
私どもも通信事業者ということで、建設省さ
ん、それから郵政省さんが行っているプロジェク
トの一員として参加しております。共同溝と
我々は申し上げておりますが、それを使わせて
いただくということになっておりますので、おし
やられるとおりそれを使うことになれば安いコス
トで整備ができるというふうに考えております。
○林寛子君 せっかくある共有溝ですから、一
億、二億かかったものが一千万から二千万で済む
という、ぜひこれは早く話をつけて、全国に光フ
アイバーを網羅するのがこれから先何年だと今計
算していらっしゃるんですか、全国に張りめぐらす
のが。

○参考人(木塚修一君) お答え申し上げます。
全国は、当委員会でも再三議論がございました
が、二〇一〇年でございますが、これはちょっと
先でございますので二〇〇〇年の目標値を申し上げ
ますと、政令都市及び県庁所在地の都市、こ
のビジネスエリアをおおむね一〇〇%完了したい
というふうに考えております。

○林寛子君 ですから、今おっしゃったように、
全国、二〇一〇年という目標だけども、二〇〇
〇年という今の話ですけれども、先ほど申し
ましたように建設省の共有溝を使わせていただい
ければ一千万から二千万で済むんですから、よりも
っと前倒しできるんじゃないかと思えますので、
これ頑張ってくださいということだけお願い

しておきたいと思ひます。

さて、こういう技術の開発で大変心配なのは、やはりこの間の視察の中で私が質問しても余りお答えの中で理解が得られなかった安全性の問題、要するにセキュリティの問題なんです。私もICカードを拝見させていただきました。かわいいうちのテレホンカードぐらいの大きさの中のわずかに一センチ、そして横が二センチ、厚さ一ミリといういわゆるICカードの中のICチップですね。あのかわいい中で全部電子取引ができるというのを拝見させていただいて、隣にいる女性議員も、買物をするのにあれで済むの、財布持たなくていいのねなんと言つて大変感激して見えておりましたけれども、私もまあこれからは大変いいなど。

今の私どもの持つておりますカードというのは、細かいのがなかなかそこでは計算できませんけれども、ICカードで、あのICチップの中で言いますと細かいお金も全部そこで買物ができるということ、大変将来性、私も楽ししい、またこのICカードというものはNTTさんがこれから伸びることの大きな財源になるだろうなと思つて、うまいものと考えたな、これは大したものだなと思つて拝見しておりましたけれども、諸外国ではもう既にやつているところがございます。

そういう意味でICカードで電子取引ができるようになりまして、一番大事なことはやっぱりセキュリティの問題であると思ひます。私はあそこへ行って質問させていただきましてけれども、プライバシー保護というものがどの程度保障されるのか、これは国際的な問題になると思ひます。ですから、国際的な問題になるときに、新しいものを開発すると同時に、その新しいものがいかに安全に使われるかということには私は二倍ぐらいの努力を要するのではないかなと素人風に考えているんですけれども、安全性についてどのような方策を考えていらつしやいますか、教えてください。

○参考人(宮脇昭君) 先生のおっしゃるとおり、技術革新がもたらした結果なんです、セキュリティというものは非常に重要な問題だと思つております。そして、これは技術面の問題もありまして、一方制度的な問題もあるわけです。

研究所を訪問していただき、ごらんいただいたものは技術的な面をお見せしたわけでございますが、例えば通信の内容を盗聴されないようにするとか、それから本当に通信している相手か、というのには音声じゃなくて情報をやりとりするような場合に、本当に確実に相手なのかどうかという本人性を担保することとか、いろいろな問題についてその要素となる技術につきまして私どもは研究開発を行つております。暗号もその一つでございますが、数々のセキュリティ対策技術を開発し、実際には幾つかの事業にも使つております。

ただ、どこにどう使つていられるかということは実は言わない方がいい場合がありまして、中身については御容赦を願ひたいと思ひます。

いづれにしましても、まだ初期の段階ですけれども、技術的にはあらゆる面を考えて開発しております、あとそれを制度的にできれば、制度の方が本当は重要になるかもしれませんけれども、補足して本当にお客さんに使つていただけるようになりたいというふうに考えているところでござい

ます。

だできない、まだ見えないというようなことで、少なくとも私どもが一番心配しておりますのは、ついでこの間も何かどこかの民間放送でニュースの最中にあるわけじゃないものが画面に飛び込んできたなどということもございましたけれども、大変社会的なものがいきなり飛び込んでくる、その防止のしようがないというようなこともこれからあり得ることでございますので、何として

もこれはぜひ頑張つていただきたいと思います。

また、個人のプライバシーも今少し話が出ましたけれども、そういうものも保護されるようなものの対策を確実に練つていくということですね、私

は、この情報通信のリーディング産業となり得るかどうかがかきもあるいはそこにあるんではないかぐらい思つておりますので、ぜひこの点も皆さん方のすばらしい技術によつて、世界じゅうが押すな押すな、それを教えてくれと、それを使つてくれと言われるようなものを逆に研究開発していただきたいということも、視察をさせていただいた中でこの要望としてぜひ頑張つていただきたいという頑張れコールを申し上げておきたいと思ひます。

ただ、一つ心配なことは、先ほど私は研究費の問題の話をしましたけれども、分割されることによつて先ほどのお答えでソフト会社に三千五百名あるいは基盤に三千名、応用で二千人という技術者を含めた研究者の配分をおつしやいたしましたけれども、私は果たしてそれがうまくいくのかなという一つの疑問を持っております。

かせていただいて視察の質問は終わりたいと思ひます。

○参考人(宮脇昭君) 大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

私どもは、今回の再編成というものを見過した場合は、それに伴うこの研究開発体制につきましては、少なくとも従来よりは活気が出てくるんじゃないかというふうに思つていられることでございます。

これは再編成ということだけじゃないんですけれども、私どもの会社の変革自体がそうであつたのかもしれないが、やはり事業をやっている研究開発をやるといふ、多分この前ごらんになっておわかりかと思ひますが、それが研究者にとつて大変なインセンティブになつておりました、これからはますます私どもの研究者は従来よりも力を発揮してくるようになるというふうに私どもとしては確信しております。

○林寛子君 その確信を信じて頑張つていただきたいことを申し上げて、私は視察のお礼を申し上げながら今後の発展を祈つておきたいと思ひます。

ところで、先ほどちらつとお話が出ておりましたけれども、NTTさんの国際進出ということに

関係してござい

それで、実際にやる場合は、今度の中でも長距離会社というのができまして、それから直接そういう類のことはあと子会社でいろいろございますけれども、国際にも出ていくというようなことになりますものですか、研究のときと同じように

以上でございます。

○林寛子君 何かこの委員会があったために現地へ行けなかったと聞いて、大変申しわけないな、こういう大事なときは行っていただくべきだったなというふうに、私も知りませんでしたから、

この委員会のために現地に十日の日にいらっしやれなかったということは大変お気の毒で申しわけなかったと思います。N.T.T.の国際本部内に今度事務局が置かれるということですから、より一層貢献することながら、正直に社長か

○林寛子君 努めてまいりたいと思いますというお言葉なんですけれども、例えば今まで言ったところとを比べるとときには何が原因なんだと、大臣はC A T V の参入によってなんというふうに今おっしゃいましたけれども、私は郵政省がボトルネックの解消を強く主張してきたその従来の方針を、C A T V の参入だけではなくて、またいつどういう理由で引き下げたのか、そうすると今までの主張

○国務大臣(堀之内久男君) 東西二社間の、これ

は分離されるだけでありますが、しかし相互参入という将来の競争の相互参入も認めてあるし、さらにそれぞれの会社でいろいろなサービスを提供していわゆる比較競争、間接的な競争を期待すると、こういうように考えております。

○林寛子君 あなたがおつしやる二社の自主性、独立性というものが、本当に私はそうでなければヤードステイックなんてあり得ないと思つています。それは、同じ意見なんです。

公正有効競争条件の確保ということである。

ルールを考えていく必要があると思っております、その中には御指摘ありましたように役員の兼任問題、それから営業のあり方の問題、いろいろあるわけでございます。

例えば、役員につきまして、基本的にこの地域

会社の役員を決めるのは株主である持ち株会社になるわけでございますけれども、しかし競争関係にある東西両地域会社の役員が兼任するということは基本的には私どもはそれは公正な競争条件にはかなわないというふうに思っております。公正な競争条件にかなわないと思っておりますが、これらのことにつきましては、今後他の要素も含めてそのルールに関係者の意見も聞きながら決めてまいりたいというふうに思っております。

○林寛子君 役員の問題だけではございまして、営業のあり方の問題その他の問題もございまして、それらいろいろな公正競争条件を確保するためのルールにつきましては、関係者の意見も聞いて今後詰めていきたいと考えておるわけでございます。

○林寛子君 ということは、東西が平等にスタートし、東西が同じ土俵から始まるという言い方と理解してよろしいんですか。

○政府委員(谷公士君) そのとおりでございます。東西がそれぞれ独立した会社としてスタートをしていくということでございます。

○林寛子君 そうなることを願っております。でなければ、私はもともとヤードステイックなどは言うだけで実行できないと思っておりますから、それをお願いしておきたいと思っておりますし、また見守っていききたいと思っております。

また、NTTの今回の諸種の決定は組合に当初通知されていなかったと私は何ったんです。経営首脳と組合との話し合いで合意はどのようにされたんですか、お聞かせください。

○参考人(林豊君) 今回の再編成について労使関係でどういうことになっているかというお尋ねだと思えますが、私も従来より経営の重要問題について意見交換をする労使の間で経営協議会という場を持っております。

今回の場合におきましても、そういう場等を通じてタイムリーに意見交換を行ってきておりまして、そういった中で組合にも十分理解、納得が得られる、そういった情報の交換が行われたも

のというふうに私も考えておるところでございます。○林寛子君 ちょっとお答えが、耳が遠いわけではありせんけれども、はつきり聞えなかった部分もあるんです。

要するに、経営首脳と組合とはうまく話し合いましたと、お互いに理解し合いましたと、結果的には、そういうお答えですね。そうすると、当初通知されてなかったというのは風評にすぎないんですか。

○参考人(林豊君) 先生おっしゃる当初という意味でございますが、前から申し上げておりますように、ことしに入りましてから郵政省との間でこの問題につきまわりの協議を重ねてきております。そういう状況の節々といえますか、必要な時点で意見交換を重ねてきたつもりでございます。

○林寛子君 どちらにしましても、経営者として労働者ともにお互いに意思の疎通を図っていかねばならないと私は思っていますので、その点はこのようにときにはよくあることですから、ぜひそのことをうまくお互いが本音を出してやっていっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それと、さつきおっしゃったように、もう一つ私は経営形態の中でもちよつとわからなかったんです。わからないというか、まだはつきりしないんですけれども、そもそも純粋持ち株会社の下にある東西の会社間で同じ土俵でスタートするようという、いわゆる経営方針だと資金調達、人事というものは今公平ですとおっしゃいましたけれども、果たしてその純粋の持ち株会社の下に行つて公平にというけれども競争が生じるんだらうか。どのようにして競争させるように促進するんですか。

○参考人(井上秀一君) 我々事業者の立場で、制度的な話とか仕組みの話は先ほど谷局長の方からされたんで、事業者としてどういうような心構えでそれぞれの会社の独立性といいますか、そ

ういふものをきちつとやるのかという御質問だと思います。

我々、確かに今までも事業部制でいろいろ経営はやってきました。それで、それぞれの事業部制の中でそれぞれの地域なり事業部でいろいろ創意工夫をしながら事業展開をやつてくるというの

はこれは経験があるわけでございますが、そのときいろいろ会計的な制度、こういうものについてはどうしても社内取引ということ、我々としては一生懸命わかりやすくし、しかもそれを世の中に事業部制の収支という形でデイスクローズしてきたつもりでございます。今回はさらにそれを

を一步進めて独立会社という形できちつと独立した経営単位としての経営の成果といえますか、こういうのは明確に出てくるわけで。

そういう中で、当然のこととして、それぞれの経営というものは独立性をきちつとやっていかなければならぬとございまして、それをベースに、例えば今まで接続なんかやつてきたものについても内部取引でやつていたものをきちつと契約的なレベルに落とすとか、そういう形できちつとやること

によつて、先生のおっしゃるいわゆる経営の独立性というものは保てるというふうに考えております。

片一方で、グループ経営という形でどういふふうにグループのリソースを展開していくかというのも重要なものから、これはまた持ち株会社がグループ・ブローカーの経営戦略という形でやらせていただく。そういうことで、リーズナブルにや

つていふこと、そういうのを世の中にわかりやすく経営をやるといふことが我々の務めじゃないかというふうに考えております。

○林寛子君 その競争ということにしまして、やつぱり東西の会社間での競争を促進するといふ今のお話と、ユニバーサルサービスを確保するといふこととは相矛盾するといふふうに私なんか考えちゃうんです。矛盾するんじゃないんですか。だから、地域格差の発生を認めるのか、あるい

は格差を認めなかつたら東西間の競争というものはどうやって促進するんですか。その矛盾はどうなるんですか。

○参考人(井上秀一君) ユニバーサルサービスというのは何かということ、これはもう先生御存じの電話サービスをどこでもあまねく公平に受けられるということでございます。制度的にもそれぞれの会社がそれぞれの地域におけるユニバーサルサービスをきちつとやっていく。それを通じて全国的なユニバーサルサービスを守つていこうという形でございまして。

確かに、西の方が非常に財務的に厳しいのは事実でございます。そのために制度的に負担金制度等を設けていただいて、ある準備期間をいただく。その間に、我々としては経営をできるだけうまくやつて、そういうユニバーサルサービスが再編によつて格差が起らないようにやつていこうというふうに今取り組んでいるわけでござい

ます。いづれにしても、ユニバーサルサービスをやるためには、それぞれの企業によつて財務的基盤がしつかりしないといけないわけなんです。そのためには、それぞれの会社で経営をきちつとして、いいサービスをし、お客さんに喜んで使ってもらつて利益を上げていくということをやつていかないと

いかぬので、そういう中ではそれぞれの会社でもそれぞれの地域に合ったようなサービスをやって、東でいいサービスをやつたらそれが西にも波及する、そういうような形でいわゆる電話のベアシックなところは、先生のおっしゃるように競争がすぐ起こるのかということになると、これはユニバーサルサービスを担保する形でございまして、競争がすぐあしたからどうこうという話ではないというふうに考えております。

同じ電話でもいろんなサービスがあるわけですが、ベアシックなものとはプラスアルファのものと。こういうものの中で、いろんな地域に密着型のサービスをこれからやっていく。ましていわんやマルチメディアになりますと、いろんなこれか

らサービス開発競争でございますから、どちらが
いいサービスを先にやっていくかということによ
って結果的にいろいろなサービスの多様化の競争
が起こると我々は考えております。

○林寛子君 それでは、利用者である私も国
民が求めるものはNTTの経営形態がどうかと
いうことではなくて、要するに利用者が多様な
サービスを低廉で簡便に利用できるかどうかとい
うことだけだと思ふんです。正直申し上げて。今
度のこの再編でそれが可能になるんですか。

○参考人(井上秀一君) 我々の事業というのは、
何しろいいサービスを、使いやすいサービスを安
くというのが基本だと考えておりますので、この
再編の中で当然この制度をいろいろうまく利用す
るというか使うという中で、その基本的な事業の
命題を今後ともさらにいろんな工夫をして追求で
きるといふふうに思っています。また、果たせる
と思っていますので、この方式をやつていこうと
いう形でオーケーしたわけでございます。

○林寛子君 私どもは、欲張りかもしれませんが
れども、どうしてもやっぱり簡便で早く安くとい
うのは希望ですけれども、今の状況を見ておりま
すと、日本の通信料金が安い内外的格差を利用
してAT&Tを初めとする海外の通信事業者は
コールバック方式を持ち込んでいます。

御存じのとおり、航空料金もそうです。航空チ
ケットもそうです。日本で買うよりも、一たん香
港に飛んで香港からアメリカへ行くとか、あるい
はアメリカに子供がいる人たちは、日本から電話
をかけてコールが三つピツピツと鳴ったらば
つと切ると、そうするとすぐ向こうから逆にか
けなさいと、いわゆるコールバック方式と言われ
ておりますけれども、そこまで日本の料金が低い
ためにいろんな手だてを、知恵を出していかに安
く、いかにたがひかけられるかというようにな
ことをみんな考えるんです。

ですから、アメリカのAT&Tを初めとする海外
の人たちはコールバック方式というものを持ち込
んでいるんですけれども、その状況はどのように

認識されていきますか。

○参考人(西本正君) 国際電話に関するコールバ
ックのお話だと存じますけれども、KDDは昭和
五十年代以来十七回にわたりまして料金の値下げ
を実施いたしてきておりまして、さまざまな
割引サービスを提供しております。その結果
料金的にはコールバックに遜色のない料金で御利
用いただけるものとなっております。現在正確
な把握は困難でございまして、現時点で
コールバックサービスによる影響はそれほどない
というふうに判断しております。

なお、コールバックサービスのうちで、私ども
のネットワークに悪影響を及ぼしたり、ただ乗り
するといふような不当な方式のものがございま
す。そういったものにつきましては、最終的には
善良な一般のお客さまに御迷惑をおかけすること
になりますことから、本年一月にはサービスの約
款を改正いたしまして通話の停止ができる、そう
いう措置を講ずることができるようになってお
ります。

いずれにしても、当社といたしましては、
今後とも国際競争力の強化に向けて一層の料金の
低廉化と割引型サービスの拡充に努めまして、お
客さまによりよいサービスを提供してまいりたい
というふうに思っております。

○林寛子君 時間がありませんので困るんですけ
れども、全部うはうはという話ばかりではな
いということも一つ申し上げておかなければなら
ないと思ふんです。

NTTの一般加入電話の回線休止問題、全国で
六千万回線の1%が休止する。いわゆる携帯電
話が急激に普及し始めて、一九九四年には三百三
十六万台、九五年には三百七十九万台、九六年に
は四百三十四万台、これだけ急激に携帯電話が普
及してきた。そのために今五百万回線が休止状態
と。さつき私は全国で六千万回線と言いました
が、その約1%が休止状態になるというんで
す。

そうしますと、休止状態になれば基本料金が伸

び悩んでいるんです、休止されているんですか
ら。加入者の回線は設備稼働率も低下し始めてい
るし、要するに収支の圧迫の要因になってくると
思ふんです。

もう一つ深く聞いてみますけれども、使用しな
い電話についてはNTTが買い戻して、電話の加
入時に支払った施設設備負担金、要するに今現行
で七万二千八百円、それを返還するように求める
声がもし起きたらどうするんですか。こういう状
況は今大変憂慮すべき問題だと私は思ふんですけ
れども、これについて何かお答えがありますか。

○参考人(井上秀一君) 確かに休止の数は急激に
ふえております。これは一つは移動体とか携帯電
話、これの増加によるものだと思います。も
う一つは新しい電話、ISDNに切りかわつてい
く、こういう大きな二つの流れがあるかと思つ
ております。

そういう中で、先生のおっしゃるように例の七
万二千円問題、いろいろこの委員会でも出ていた、
これを返せというふうなお話が出るんじゃないか
というところでございまして、これはもう何回もこ
こで御説明させていただいているように、あくま
でも電話の架設の加入者部分の一部をそれで充
当させていたで残りを基本料金でもらっている
という仕組みでございまして、二重になっている
ない。そういう感じの中で、これはお客さんに言
われどもお返しできるという性格のものでござ
いまして、金額的にも大変な問題でございま
す。

こういう問題をどうするかということござ
います。我々としてはできるだけ、また固定電
話の方も大いに使つていただくような工夫、移動
体等に対抗するようなサービスをいろいろ考えて
いかなきゃいかぬということで、デジタル型のI
SDNで今はいろいろなサービス展開をしている
わけですから、ぜひ我々としてはお客さんにうん
と使つていただくということをこれからも努力す
る以外にちよつと方法がないので、そういうこと
でよろしく御理解のほどをお願いしたいと思

います。

○林寛子君 御理解のほどを言うので、時間が
来ましたので残念ですけれども、たくさん質問
状を渡しましたけれども、大半行っていないとい
う状況でございまして。

今度の民間会社ということでは、民間会社は競
争と不即不離なんです。競争というものがなけ
れば民間会社じゃないんです。そういう意味にお
いて、独占で競争のない民間会社は考えられない
し、高らかにこれから自由を求めて、十四年前自
分が民営化の道を求めたNTTだったんですか
ら、どうぞあの当時の気迫を思い出して、国民が
納得できるような競争をみずから受け入れて、そ
れによって完全民営化を完成させ、そして自由な
世界で羽ばたいていただきたいということを私は
念願する一人でございまして。今回のNTTの分離
分割の完成というのに対して、日本にとつて最
も重要な、そして今後の情報通信の世界を正常な
競争によつてのみ発展させるための私は最後の切
り札だと思つております。

長々となりますと時間をオーバーしますのでや
めますけれども、経済は一流政治は三流、経済大
国と言われて経済は一流と言われた経済も、今や
日本は経済も三流だと私は思っています。政治は
少し二流に一つぐらゐる上がればいなく思ってい
ます。そういう意味で、経済も三流に落ちたとい
われる今日において、この情報社会というものは
私どもにとつて、国民にとつても日本にとつても
希望の星として頑張つていただきたいという要望
を申し上げて質問を終わります。

○三重野栄子君 社会民主党・護憲連合の三重野
栄子でございまして。

前回に続きまして、ユニバーサルサービスとN
TTの責務並びに役割の今日的意義、マルチメデ
ィア時代を展望しての質問を幾つかさせていただきます
したいと思います。

私は、参議院国民生活・経済に関する調査会に
所属しておりますが、今期調査項目を「二十一世
紀の経済社会に対応するための経済運営の在り

方」と決定しまして、公正で活力ある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、少子・高齢化、国際化、情報化等に適切に対応するための経済運営のあり方について検討を進めてまいりました。

この調査会は、二年目の中間報告として社会資本整備及び社会保障のあり方について取りまとめ、今国会におきまして必要な提言を行うことになっております。会長は鶴岡先生ですけれども、私も一緒に研究をしてまいりました。その中で社会資本整備の現状として、情報通信基盤の整備状況、情報化の進展と国民生活について取りまとめ結果をいたしまして、社会資本整備の基本方向として、高度情報化通信基盤の整備、情報通信技術の研究開発の推進、情報通信の高度化に対応した人材の育成、情報通信の利用者保護のための制度の整備等を提言することとしているところでございます。

したがって、私も二十世紀を指して、その中でこの情報化問題をこの中でも中心課題としてまいったわけでございます。もう一つ、昨日、社団法人電気通信事業者協会副会長の岩崎克己参考人、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授林敏彦参考人、一橋大学経済研究所教授鈴木興太郎参考人の意見を聴取いたしました。

こういう状況の中で、今日まで法案審議をしてまいりました中で、私の自身の再考も含めまして、三つの点についてお伺いしたいと思います。

まずは、ユニバーサルサービスとは何か、それから技術開発、それからマルチメディア時代の情報通信の三点でございますが、既にこれらの問題については今までも説明を伺いましたのに、また重ねてということで大変恐縮でございますが、最終的にもう一度確認をさせていただくという意味でお伺いしたいと思います。

まず、ユニバーサルサービスの定義でございますが、ユニバーサルサービスの定義と再編成におけるNTTの責務と役割について、郵政省とNTTにお

伺いたいでございます。

ユニバーサルサービスの定義について、郵政省は、確たる概念はないが現状においては国民生活に不可欠な電話サービスを日本全国においてあまねく提供することと認識しており、具体的には電話サービスであるとの見解を表明されております。また、ユニバーサルサービスの維持向上はNTTの責務との見解が表明されておりますが、ユニバーサルサービスの定義並びに再編成後におけるNTTの責務と役割について、郵政省並びにNTTの見解を伺いたいでございます。

まず、NTTからお願いたします。○参考人(井上秀一君) 我々としては、ユニバーサルサービスというのは、電話サービスを全国に適切、公平かつ安定的に提供するものだということに考えております。具体的には東西それぞれのエリアで東西の会社が行うという形でございまして、現在は電話サービスというのは、お客様からお申し込みがあればすぐにそれに応じられるというふうな、即応体制と俗に言っておりますが、そういうような状況になっております。そして、しかも全国にわたる住めるところ、こういう地域には加入区域という名前前で電話を架設するというようなことをやっております。

こういうような基本的な部分、これについては今後も当然あるわけでございまして、ユニバーサルサービスといえども、さらに我々としては基本的料金については、例の住宅用と事務用と分けて、住宅用の料金を割安にしているのと、それから先生から何回も出ております福祉サービス、こういうものもやっていく。それから災害のときの重要な通信の確保、いわゆるライフラインとしての性格をきちっと行っていくということだろうと思っております。

そういう意味で、こういうようなユニバーサルサービスについてはいつでもどこでもというふうなこと、きちんと今後ともやっていきたいというふうな考えておるところでございまして。○三重野栄子君 郵政省、お願いいたします。

○政府委員(谷公士君) 先生が先ほどお話しくださいましたとおりでございます。ユニバーサルサービスという概念につきましては、先ほど先生がお話しになったようなものだと考えておるわけでございまして、現行法においてはこういうこと言葉はございせん、現在の日本電信電話株式会社法の二条の「責務」の中に、「国民生活に不可欠な電話の役割を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与」という文言がございまして、この趣旨はいわばNTTを特殊会社としてその責務として書いておるわけでございまして、この趣旨がユニバーサルサービスであるから、この趣旨がユニバーサルサービスであるから、再編法においてもそのまま第一的には地域会社の責務として、それをフォローする役割が持ち株会社の責務としてそれぞれ書かれているわけでございまして。

もちろん現段階においては電話ということでございすけれども、これは時代の変遷に際しまして、国民が真に必要とされますという内容が変化いたしますと、それに際してこの内容も変わっていくというふうな考えております。

○三重野栄子君 現在の解釈と申しますか、現状について伺いましたが、もう既にマルチメディア時代へ進行しているというふうに思いますが、その時代は利用者・国民の側がサービスを選択できる時代だというふうに言われておるところでございまして。日進月歩、技術革新によつてどれくらい大きく変わっていくのか、想像がつかないような状況と言つても過言じゃないと思うんですけれども、こうした中で情報通信サービスに対する利用者・国民のニーズも多種多様になっていくのだからというふうに思っています。

昨日、林参考人のお話でございまして、電気通信事業の将来像として、経済、生活、文化、政治の分野について選択するというようなお話がございました。特に、文化と政治につきましては、私も追加をして御説明いただきましたけれども、こ

れからの展望というのはすばらしいものだというところを伺うことができました。

マルチメディア時代は利用者・国民の側がサービスを選択できる時代だというものの、ではそれに対応するだけの技術革新も必要であらうというふうな思われつつありますが、NTT並びに郵政省はこのマルチメディア時代にどのように対応していくことなされていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。どちらでもいいんですが、NTTからお願いたします。

○参考人(井上秀一君) 先生のおっしゃるとおり、今、情報通信市場というのは大きく動いておりまして、デジタル化を中心とした技術革新と、いわゆるパソコン等の情報端末の高度化、低廉化を背景として、インターネットなどに見られるようにいわゆるコンピュータ通信の需要を中心に情報通信の利用の仕方が大きく変わってきております。

企業においても、電話を中心とする通信からコンピュータ間のデータ通信、さらにはLANなどかそういう新しい企業ネットワーク。一方、家庭でも情報端末、先ほど言いましたけれども、固定型電話だけでなく携帯端末、さらにはパソコン端末ということで、実際に使う端末自体も非常に多様化している。こういうような中で、お客様の利用のニーズといえますか、こういうものは従来の均一的なもの、そしてサービスレベルも高きやいというだけじゃなくて、品質が悪くても少々落ちても価格が安い方がいいだとか、サービスはもっとグレードの高い方がいいだとか、いわゆる品質自身も多様化ということで、いろんな多様なサービス要求が出てきているというふうに考えております。

さらに、ネットワークだけじゃなくて、そのネットワークを利用する技術、さらにはソフトの問題、コンテンツの問題とか、いろんな形になっているわけでございまして、それらが非常に全体的にうまく利用できるような環境、こういうものが今大変重要になってくるということで、電気通信

全体の動きが、従来の電気通信だけじゃなくて情報通信という形で大きく動いてきているんじゃないか。

我々としても、そういう中でNTTとしてやるものをきちんと見定めまして、できるだけ早くそのうちにも対応する体制を今とて、いわゆるマルチメディア時代にNTTの役割といえますか、こういうものをしっかり果たせるような形で今取り組んでいるところでございます。

○政府委員(谷公土君) まず、サービスの面についてお答えをしたいと思います。

今後、光ファイバー網等の整備が進展していくことによりまして、高速かつ広帯域の電気通信サービスが提供可能となるわけでございます。それと同時に、それを活用した例えば遠隔医療でございますとか遠隔教育あるいはテレワーク等の高度なマルチメディアサービスが利用可能となると考えております。

このマルチメディア時代におきましては、御指摘のとおり高度かつ多様なサービスを国民・利用者がみずからのニーズに基づいて自由に選択をしていただくことが可能となるわけでございます。そういう意味で、国民生活、社会経済の各方面におきまして電気通信に対する依存の度合いが増大してまいらるわけでございます。

一方、こういった体制といえますものは、その体制を整備するのに時間を要するわけでございますので、私どもといたしましても時期を失することなく、早目にこういったことに対する対応の体制を整えていく必要があるというふうに考えております。

○三重野栄子君 大変積極的な展開をお伺いしまして、大変心強く存じます。

それに関しましては、やはり技術の開発ということが非常に重要でありますけれども、高度情報化時代は情報通信基盤の整備と技術研究開発の推進、人材の育成、利用者保護のための技術と制度の整備が重要であるということは今さら私が申し上げることもないと思います。昨日の岩崎参考人

のお話でございしますが、今次法律の改正によりまして、NTTの再編を歓迎し、早期に成立、実施させてほしいという要望がございましたが、その上でこのようなこともおっしゃいました。NTTは国際的にもすぐれた技術と研究体制等々をお持ちでありますけれども、そういう成果を我々といましようか、他のこの情報通信の企業に對しても積極的に開示をしてもらいたいという要望がございました。

それと同時に、開示をしていただきたいといったそれだけでは不十分じゃないかという質問を私がいたしましたけれども、例えば協議会を持つとかということでお互いに協議をする場所あるいは連絡、それはいろいろあると思いますが、そういうことがあつて技術を開示していただけたらいいなという趣旨であつたと私は思っています。それと郵政省には、そういう技術開発のためには積極的な資金の援助とか法整備というものもぜひとも要望したいというお話がございました。

このことは私もなるほどというふうに思うわけでございますが、そういう立場に立ちまして、今の技術開示といましようか、そういうことにつきましましてNTTはどのようにお考えでしょうか。そしてまた、郵政省は積極的な支援とか法の整備といったことはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○参考人(宮脇隆君) 御説明いたします。

これまでも申し上げたかと思いますが、我が社としましてはマルチメディア時代においてはまさに研究開発が重要なものと考えております。そして、一層力を注いでいくつもりでございます。そして、電気通信の基盤となります電気通信技術に関する研究の成果につきましては、我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与すべく研究成果の普及を図つてある所存です。これは、これまでも努力してきたつもりですが、せっかくの成果でございますので、より広く世に使つていただけたまうよう研究努力の普及を通じまして、これからのマルチ

メディア時代における社会経済の進展に貢献してまいりたいというふうに考えております。

あと、協議会あるいは連絡する場所ということにつきましては、それはもちろん御要望があれば事業者の中で相互に切磋琢磨しながら競争もしていかなきゃいけないんですが、その中で交流も図つていきたいというふうに考えます。

○政府委員(木村強君) 先生ただいま御指摘いただきましたように、急速な情報通信の発展を支えておりますものは飛躍的な技術革新とそれを実現しております技術開発でございます。情報通信は、特に研究開発、技術開発、オリエンテッドな部分だということで、この部分が本当に基本になつておろうかと思ひます。これを国民の皆様あるいは企業の皆様はその技術開発の成果を円滑に還元をしていく、使い勝手のいい形で、できるだけ低廉な形で還元をしていくというのがその間に立つ行政の役割であるかと認識しております。

特に、これからのマルチメディア時代におきましては、ネットワークに関する高度化あるいはサービスの高度化技術といったようなものが非常に重要でございますし、またそういったネットワークあるいはサービスの高度化技術に支えられて具体的な情報通信利用技術、例えば電子マネーなんかはどう応用していくかというそういうものがこれからの時代には非常に重要になつてくるというふうに考えております。

それで、私ども郵政省といえますか国の立場で先生から技術面あるいは資金面、制度面での支援策というふうなお話がございました。まず技術面につきましては、民間企業におきましてはやはり実施が困難で公共性の高い非常に波及効果の大きい、しかもハイリスクで時間のかかる、こういったようなものにつきましては、国といたしまして通信総合研究所、それから通信・放送機構という認可法人がございしますが、ここを通じて研究開発を行うと。こういった国あるいは認可法人を通じて行いました研究成果を民間へ技術移転がスムーズにできるようにということで、例えば委

託研究あるいは共同研究あるいは助成といったような形、あるいは公募研究といった形で、研究の当初から民間あるいは大学等と一緒に成果を上げ、その成果を民間にスムーズに移転していく、こういう仕組みをとっております。

それから、資金面、制度面につきましては、通信事業者やメーカー等の民間企業が消費者のニーズを踏まえて行います技術開発に對しまして、税制上の優遇措置、これは国税が中心でありますけれども、たぐさんの税制上の優遇措置を毎年政府として行つております。それから財政投融资制度、それからただいま申し上げました通信・放送機構を通じた助成金の交付、それから基盤技術研究促進センターによりまして出資や融資という形、それぞれ所管の法律がございすけれども、適宜見直して法律などの改正を伴うこともいたしながら、民間へそういった技術がスムーズに移転する方式ということを念頭に置いて取り組んでおります。

いずれにいたしましても、技術移転を推進する過程におきましては、せんだつても御指摘ございましたようにやはり高橋福祉社会でございます。そういった点を頭に置いて、使い勝手のいい形で民間での技術が実用化できるようにということに常に念頭に置きながら行政としても今後とも努力してまいらる所存でございます。

○三重野栄子君 今NTTとそれから郵政省とお答えいただきました。私はおととい伺つていたところの御説明すればよかったというふうに思いますが、そういうことを御存じでございすはそういう御発言をなさつたのか、あるいはまだ余り御存じなくてそういうふうにお話しになったのかよくわかりませんが、やはり今お話ししたかったことを日常的にそれぞれの業界あるいは研究所等々に広がるようになればいいというふうに思います。

特に、NTTは何といつても中心的な先頭的な企業でいらっしゃるから、ぜひ同業の皆さんへのそういう点の開示も積極的に行いただければと

いうふうに思います。

次に、マルチメディア時代の情報通信のあり方と申しましようか、このことについてお尋ねしたいと思ひます。

先ほど郵政省の方から、積極的にマルチメディアが進んでいけばユニバーサルサービスの概念も変わっていくのではないかといいふうなことを伺いました。いつでもどこでもだれでもかけられる電話サービスというのが何とないまでも現在のユニバーサルサービスの基本概念でございませうけれども、マルチメディア時代になりましてこのサービスの概念はどのように変わっていくのか。これはわからないことを伺いますけれども、この難しいというか失礼かと思ひますけれども、こういうことになるであろうかという事で想像でも結構でございまして、マルチメディア時代のユニバーサルサービスというのはどうあるべきだろうかという事について、NTTと郵政省に伺いたいと思ひます。

○参考人(井上秀一君) ユニバーサルサービスというのは、我々事業者から言うのもちよつとおかしいと思ふんですが、個人的見解に近くなるかもしれないけれども、いづれにしてもユニバーサルサービスかどうかというのには、お客様がどういふふうにご利用したいものを利用したいだけだから、また利用したいと思つてゐるのか、こういうものが基盤になつてくるんじゃないかというふうに考えております。

確かに、かつては電話は一番始めのスタートは高級品だった。それがどんな生活の中に密着していつてユニバーサルという形で今呼ばれてきていてと考へておりますが、マルチメディア時代になるとどうなるのかという、コンピュータ通信だとか映像通信のような音声以外のもの、こういうものもあつて生活に密着し基盤になつてくるんじゃないかというふうにも考へております。そういうものがどこでも自由に使えるようになるには、そういう時代がどういう段階でどういふふうに来るかという事の中でどういふものをどうい

うふうに提供していくかということでユニバーサルサービスの概念が醸成されてくるというのか、つられてくるんじゃないかというふうに考へております。

非常に抽象的な話でございしますが、なかなか難しい定義なものですから、私はそういうふうに考へております。

○政府委員(谷公士君) 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、高速、広帯域の電気通信サービスのありはそれを活用した遠隔医療、遠隔教育等のマルチメディアサービスという事を考へますと、今NTTからもお話がありましたけれども、音声だけでなく画像、場合によっては動画像あるいはさらには非常に精細度の高い画像というふうなことも考へられるわけでございます。いづれにしても、そういうサービスは普及度合いあるいは社会的なニーズに依りましてマルチメディア時代におけるユニバーサルサービスを考へていくべきだろうというふうに思つております。

特に、このように高度かつ多様なサービスが国民生活、経済に浸透した社会におきましては、情報を持つ人と持たない人との間の格差というのが単に情報の格差にとどまらずに、情報によつて支えられずとも、教育の格差とかそれから医療の格差、雇用機会の不平等ささまざまな社会的な格差にも結びついていくおそれがあるわけでございますので、私もといたしましては、このマルチメディア時代におけるユニバーサルサービスのあり方につきましては、そういうことを十分念頭に置いて取り組んでいく必要があるというふうに思つております。

○三重野栄子君 大体において、ユニバーサルサービスというのが変化をしていくだろうというところ意見が一致するのではないかとこのように思ふわけでございます。技術も開発されていくし、それから利用者・国民サービスのニーズも変わっていくわけでありまして、そうしますと規制緩和の中で電気通信事業に参加してくる事業者もふえてくるというふうなこともあるかも知れな

ないと思ふんです。そういったしますと、ユニバーサルサービスのあり方を一つの企業にその責任を負わせる、現在で言いますと特殊会社に規定するというものではちよつといけないうんじゃないか。電気通信事業にかかわるすべての事業者がその責務を追うべきであらうというふうに思ふわけでございます。

そうしますと、これらは電気通信事業法でユニバーサルサービスというふうなものを規定すべきではないかと思ひますが、郵政省の見解についてお伺ひいたします。

○政府委員(谷公士君) 確かに電気通信サービスは、例えばNTTだけではなくいろいろな事業者の方々がそれぞれ単独にあるいは連携して提供するというのは基本でございます。そして、それらのサービスの提供は需要に応じて提供されるということが基本であるわけでございます。

問題は、そういったサービスの出口と入り口の設備であります地域の通信網、これが非常に基本的な部分を占めることになるわけでございます。そして、そういう意味でこの市場を支配しておりますのは現在におきましてはNTTであるわけでございます。そういうことについては競争で実現するところということがないままなので、こういったところにつきましてはこれを絶対的に確保する必要があるから、そういう部分を担当しておられる事業者に対してこの義務を課するという仕組みをとつておるわけでございます。

したがいまして、むしろこういったところが競争の中で機能するようになつてまいりますれば、市場の原理の中でおのずとユニバーサルサービスが提供されてくることになるというふうに考へるわけでございます。

○三重野栄子君 そうでございますので、NTTだけに規定をしている現在の法律のあり方ということについては今後変える必要はないのかということが質問でございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(谷公士君) 基本的に、通信の仕組みといたしましては自由な競争の中で必要なサービスが提供されるという事を考へておりますものですが、独占状態が解消されますと需要に応じてサービスが提供されることになるであらう。ただし、その場合におきましても、地理的条件その他におきまして採算ベースでのサービス提供が非常に困難な部分があるという事は考へられるわけでございます。そういう場合には、そういう部分に対してどのような形で通信を確保するかという手だてについてはまた別途考へる必要があるであらうというふうに思つております。

○三重野栄子君 それでは、最後に宮津社長と大臣にお尋ねしたいと思ひます。お尋ねというよりも、マルチメディア時代に向かひましての抱負をお伺ひしたいと思ひます。

NTT再編成はマルチメディア時代への新しいスタートであると認識をしておりますし、先ほどに研究しているところかとお尋ねしてゐるというふうな状況についてもお話を伺ひました。戦後五十年は追いつき追い越せの時代でございましたが、今やもうトップに立ちまして先頭を行くという状況になつております。そういう中で情報通信を担つておられる宮津社長並びに郵政大臣のそれぞれの抱負を伺ひたいと存じます。

○参考人(宮津純一郎君) 大変激励をいただきましてありがとうございます。それから、先ほどは林先生から民営化したときの出だしのころの志を思い出せと、元氣を出せと、こういうふうに言われました。そのとおりでございまして、お答えするとすれば元氣を出しますということになるのでございまして、具体的にとなると経営としては複雑になつてきていろいろな要素がたつきござい

ます。

ここで一つ漏れなく全部申し上げるということではできませんけれども、一つはインフラストラクチャーを時代に依りてちゃんとしたものにしていく。これは、ソフトウェア関係のインフラストラクチャーというのはこれから大事になつてくると思ふんですけれども、そういう問題が一つありま

す。
それから、だんだん減ってくるとはいえ電話サービスは非常に大事なんで、これはちゃんと守つていかなきゃいけない。先ほどもユニバーサルサービスという議論がございました。

それから、これからの新しい、今マルチメディアと言つていますけれども、通信とかコンピュータとかというのが一緒になつていく、しかもグローバル化していく。こういうことでありますから、こういう新しいサービスに関しては値段を安くして、それとにかく多彩なサービスを出していくということをやつていかなきゃいけないというふうに思つております。

あと、事業的に言えば公正競争の問題があります。私どもとすればネットワークのオープン化という言い方になるのかもしれませんが、そういうものを積極的に進めていかなきゃいけないと思つています。それからあと、オープン化といふと会社全体のオープン化というのが大事で、何だか大きな集団でいる人間がいるけれども何を考へていくかわからないというんではちよつと困るんで、NTTとしてはこういうふうなことでこれから進めたいと思つていますというふうな意味で、できるだけオープンな社風みたいなものを育ててやつていくということは大事じゃないかというふうに思つております。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま宮津社長から、事業面については非常に大きな心を持つて取り組んでいただくというふうなことでございますが、御案内のとおり情報通信分野は技術革新が非常に激しいわけでございますので、今後マルチメディアあるいは国際化という大きな環境変化が起こつてまいりますし、そのもとに大競争時代を迎えてくる、こういうように認識をいたしております。しかもまた、この情報通信が、我が国の産業はもちろんでありますが、世界的にも経済のリーディング産業として大きな飛躍が期待され、我が国としてもこの情報通信産業の活性化を図っていくことは重要な政策課題だと思つております。

す。

そこで、それぞれいろいろ事業者においてはそれぞれ努力いただきますが、我々郵政省としても規制緩和の積極的な推進とさらに競争環境の整備を図つていくということ、あるいは全国的な光ファイバー網の早期整備を図つていきたいと思います。さらに、今後は国内だけに限らず海外進出も展開していただくかなきゃなりませんので、海外進出に当たつては積極的に国として支援をしてまいります。

このような光の部分もありますが、今度は影の部分としては、プライバシーの侵害あるいはまた通信の安全性、信頼性等いわゆる影の問題についても今後我々は積極的に研究を進めていかなきゃならぬと思つています。

いづれにいたしましても、今後情報通信の発達によりまして、豊かな社会の実現に向かつて努力をしてまいりたいと思つております。

○三重野栄子君 規制緩和によりまして大変意気が上がつて盛んになる状況でございますが、それが国内にも国際的にも競争も激しく大変なことだろうというふうに思つています。経営の側もそれから政府の側も、そしてそこに働いている皆さん方も心を一にして頑張つていただきたいというふうに思つています。

我が国産業や経済の発展の大きなリーダーシップを発揮されるように期待をいたしまして、長い間の審議に御参加くださいましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

○松前達郎君 松前です。もう既に各委員からいろいろ質問が出てまいりましたので、私の方から質問という形でお尋ねすることが少なくなつてきたんですけれども、実は、先ほど林委員から宮脇さんに對してですか、特許の帰属問題、先ほどありました。持ち株会社に帰属するのか、東西の会社あるいは長距離の会社に帰属するのか、いわゆる研究成果、この問題が先ほど提起されて、私も何だかまだすつきりしないんです。すつきりしないのは宮脇さんの答え

方が悪いんじゃないかと思うんですね、要領が悪いといひますか。

私の意見をここで申し上げたいんですが、これはそんな難しい問題じゃないと思うんです。現在までの組織の中で研究された成果については持ち株会社が全部これを保有する、ただしその結果取得された特許の使用に関しては無償で提供する、提供するのには外にじゃなくて東西あるいは長距離会社に。そういうふうにしてしまえばそんな難しい問題じゃないんじゃないですか。今後発生してくる研究成果に基づく特許等については発生主義に切りかえる。この二つで割と単純に割り切れるんじゃないかと私は思うんですが、これは私の意見ですからそうしろというわけじゃありませんけれども、その点御感想ありますか。

○参考人(宮脇隆君) 貴重な御意見ありがとうございます。

これはまだ決定はしてないのでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今のところは先生のおっしゃる現在までのものにしましては、いわゆる応用的と言つていますが、実用化、もう今実際にサービスで使つていられるようなもの、そういうものにつきますはそれぞれの事業会社は帰属させてはいいかと思つております。なお、先生の御意見も参考にさせていただきますように検討していきたく思います。どうもありがとうございます。

○松前達郎君 余りややこしいことを言わない方がいいと思うんです。今まで開発された技術を分割される会社が使う場合は、これはもう無料で使わせてもらいます、別に問題ないですね。ですから、そういうことはもう当然の話で、それをややこしく言うとかえつてわかりにくくなりますから私は単純に今申し上げたんです。その辺はまた今後も研究課題としてひとつ御検討いただきたい、こう思います。

それからもう一つ、技術の開示というのがあるんです。先ほどからそういう話が出てまいりましたけれども、私は、時と場合によつては開示すべ

きじゃないかと思つている分野もあるんです。そう思ひます。

というのは、例えば研究成果でもって利益を生んでいるような会社があつた場合、開示したら何にもならないですね、ただで奉仕している会社じゃ。そういうことになりまして、やはり研究成果と成果というのは一つの資産であり、その成果としてできたものは商品としての価値を持つていけるわけです。だから、この辺を考へながら開示というものの対応していかなくちゃならない、こう思うんです。

特許をとれば開示していいと思う、特許はもう開示したいものですから。特許をとるまでの間は一体どうするかという問題もありますから、確かに開示することも必要ですけども、その点も一十分考へられるのではないかと、こう思ひますけれども、御感想とかがありますでしょうか。

○参考人(宮脇隆君) 技術開示という言葉がちょっとあいまいなものですから先生の言ひをとおし疑問を抱かれるわけでございますが、おっしゃるとおり、私どもとしては技術開示といひましても、工業所有権として確立しているものにつきましては特許料をいただいて開示するわけですし、それから特許権の確立していないものにつきましてそれを技術開示する場合には、私どもの事業にとつて不利にならないというのを考慮の上、行うつもりでございますので、よろしく願ひいたします。

○松前達郎君 まさにそれとおりなんだと思ひます。開示することによつて、その技術をもとにして利益が生み出されるような利用をされる場合は開示していいんだらうと思うんです。それぞれ研究所にも専門家がおりますから、その点は十分もうおわかりだと思ひますけれども。

そこで、法案の方に入りたいと思ひます。まず最初にKDDの問題ですが、KDD法の改正によりましてKDDは国内電気通信業務を行えるようになりますということになります。その規定の仕方が、「同社が保有する設備又は技術を活用

して行つた電気通信業務その他の業務を営むことができる。こういうふうになっておりますが、間接的な規定にとどまっております。また同時に、その条件として、「国際電気通信業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、こういうふうな規定されています。

今回の法改正については、KDDの国内参入を目的としていかに受け取るわけなんです。あえて積極的な規定の仕方を行わなかった理由、これは一体どこにあるのか、また国内参入に条件をつけた理由について郵政省にお伺いしたいです。

○政府委員(谷公士君) KDDにつきましては、御案内のとおり、現在、世界各地に対して二百三十三のネットワーク、対地を持っているわけでございます。それによりまして、我が国の国民、企業が世界に対して通信ができる仕組みが整っているわけでございますが、こういった広範な対地を確保してネットワークを持っておりますのは現段階におきましてはKDDしかないということで、特殊会社としております。そういう意味で、KDDに對しましては法律上こういう目的のもとに特殊会社としておりますので、この本来の目的であります業務に支障がない範囲でという建前になるわけでございます。

しかし、実際問題といたしまして、その他の電気通信業務という国内電気通信業務になるわけでございますけれども、この国内電気通信業務を営みます際に、事実上この規定が支障になるという場合は、実態の問題といたしましてはまずほとんどないのではないかと考えております。形式上としましては、今申し上げましたような法の建前としてそのような形をもって規定させていたいただいておりますことでございます。

○松前達郎君 そうなりますと、今申し上げたような問題について、将来また法律的な面からも検討をするというふうな受け取つてもよろしいでしょうか。このままでずっと置いておくというんではどうか、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(谷公士君) 一般的には、十分な対地が他の事業者によっても確保されることになれば、特殊法人として置いておく必要がなくなるというふうにもなります。現在の状況で考えますと、競争者の方々もいろいろ事業展開を活発にしておられますので、恐らくそういう事情の方が早く来るのではないかとこのように思っております。

○松前達郎君 そうしますと、現在の法律のもとで話ですが、今後KDDが国内参入に向けて認可申請を行うことも考えられるわけですね。そうしましたときに、条件の審査をめぐってスムーズな認可が行われないという可能性もなきにしろあらず、その点郵政省はどういう対応をされるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷公士君) 今申し上げましたように、この法律の建前といたしましては、KDDを特殊会社として位置づけておりますその本来業務でございます国際電気通信業務の円滑な遂行に支障のない範囲である、あるいはその設備、技術を生かすというふうになっておられるわけでございますけれども、実際上国内電気通信業務を営みます際には、こういった事情に支障を及ぼすということはありません。現実的には考えられませんが、私どもはたしなめて、その申請に対しては今申し上げたようなことで審査をして、適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

○松前達郎君 そうしますと、スムーズな認可をするというふうな受け取つていいのではないかとおもうんですが、これは御答弁を要しません。

そこで、今回の法改正によりましてKDDは国内への参入が可能となる。KDDとして具体的にどのような計画を現時点でお持ちでしょうか、あるいは将来含めて結構ですが、その内容。またさらに、他の事業者との提携、連携等も考えられるんですね、そういうものを考えておられるとすれば、御説明いただきたいと思つております。

○参考人(西本正君) お答え申し上げます。当社は、この法改正が行われました際には国内

通信事業に参入いたしました。国内から国際まで一貫したサービスを提供することによりまして、年々高度化、グローバル化が進むお客様のニーズにおこたえするとともに、コストの低減を実現して国際競争力を強化してまいり所存でございます。

具体的には、本改正法案成立後、まずお客様の要望が多い企業向けの専用線サービス、あるいはKDD直加入者の回線がございまして、ルートのKDDと申しておりますが、その加入者回線からの国内電話サービス、さらにはKDD専用の公衆電話、ICグローバルホンからの市外電話を開始いたしました。その後準備が整い次第、順次インターネットさらには本格的な市外電話へとサービス範囲を拡大して、広く国民の皆様の期待にこたえていきたいというふうに考えております。

また、当社は、マルチメディア時代を迎えて急増する国際通信事業に対応するとともに、アジア地域における通信のハブ化というものを進めることを目的として、日本列島の周囲に大容量、高品質の光海底ケーブル、これを敷設するJ-IH計画というものを推進いたしております。国内参入が認められました場合には、このJ-IHを国内通信サービス提供のための伝送路としても活用する予定でございます。

それから、他の事業者との提携、連携という御質問でございますけれども、まだ具体的なものはございせんけれども、さまざまな分野での業務提携の可能性について現在検討いたしておりますことでございます。

○松前達郎君 大分広範囲な御計画をお持ちだということですね。KDDの平成九年度の事業計画を見ますと、八年度に比べて減収、減益の見通しということになっていると思つております。今後、外資を含めた再販業者の参入も予想されるんです。国際通信料金の競争は、そういうことによつてさらに一段と厳しい競争の時代に入ってくると思うんですが、こうい

う中でKDDはマルチメディア時代への対応、特に新たな国内業務の展開に当たつて設備投資に非常に多額なものが必要となつてくるのではないかと、こういうふうな想像するんですが、この点についての見通しをお伺いしたいと思います。

○参考人(西本正君) 私ども平成九年度の国際通信用の設備投資としましては、先ほど申しました日本列島を取り囲むJ-IHケーブルの建設を初めとしまして、総額一千四十億円の投資を見込んでおります。

(委員長退席、理事陣内孝雄君着席)

また、その後の計画につきましても、需要動向や、これは諸外国のパートナーとの協議に基づいて通信網の建設計画をつくるわけでございまして、それに左右されることもございまして、そういうことで、明確な長期見通しというのは立てることは困難でございますけれども、現在のところ、今後三年間で総額二千五百億程度の設備投資を見込んでおります。これらの所要の資金につきましては、内部留保及び外部からの資金調達によつて十分に対応できるものと考えております。

○松前達郎君 KDDの計画は今お伺いしたんですが、KDD以外の国際通信二社、この昨年度の決算の状況を拝見しましても同様に減益となつていっていると思つております。今後、NTTの国際進出もあることですから国際通信分野の競争というのがあります。激しさを増してくるだろうと予測されるんですが、そういった中で我が国の事業者はその競争を乗り切つていけるのであろうか。ぜひ乗り切つていただきたいんですが、そういう危惧もあるわけですね。これについて郵政省としての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷公士君) 確かに、八年度の決算におきましては、KDDも含め国際系の三社とも減益というふうになっております。これは、国際電話のトラフィックの方は伸びているわけでございまして、けれども、電話料金の値下げによる収入の伸び悩み等が影響しているものと考えております。それから、御指摘になりましたように、我が国

の国際通信事業者にとりましては、競争がこれからどんどん激化をしてまいりますので経営環境が大変厳しくなってきたというところは事実でございます。しかし、これにつきましては、競争の中で力をつけていくということが基本的なあり方と考えざるを得ないわけでございますので、それぞれ経営の効率化、財務体質の強化、サービスの改善、それに一層強く取り組んでいかなければならないということであらうと思っております。

ただ、今回の法改正によりましてKDDにつきましては国内通信分野への参入が可能となりました。もちろんその他の二社につきましては現在ももう可能なのでございますけれども、こういったことで、ワンストップあるいはエンドエンドサービスという方向が求められておりますので、そういうサービスを提供することができると体制を整うということもございまして、こういったことを使つてさらに競争力を身につけて体制を整備していただきまして、そういう競争力を背景として国際通信市場や海外市場においても外国の事業者と伍して活躍していただきたいというふうに期待をしております。

○松前達郎君 前々からN.T.T.の分離分割問題が提起をされてきたわけですが、その間大分時間が経過をしたわけですが、

実はその問題が出たときに私は市民の皆さんにいろいろ聞いてみたんです。N.T.T.が分離分割されるということを御存じですかと言ったら、それはまあ知つていて、それじゃ、それによつてどういふことを期待されますかと言ったら、何も期待していないと言ふんです。ということは、もっと単純なんです。電話をかけて相手に安くつなればいいんだと。会社がどういふ形態になろうがサービスの品質さえ保たれ、しかも価格が安くなればそれでいいんだから、私たちは分離分割というのには余り興味がないんだと、こういうふうな意見が随分あつたんです。しかし、それはユーザーとしての意見ですから、すべてそれで片づけてしまつていいかというふうでもないと思ふんです。

が。

今回、N.T.T.法の改正によつて、再編成に先立つて子会社による国際通信業務を行えるようになるわけですが、当初、N.T.T.は自前の国際回線を持つておられないわけですね。そういうことから、他の事業者所有の専用線を借りていわれる二種としての参入になるんじゃないか、こういうふうには私は思ふんですけれども、今後、国際通信市場の競争に勝ち残つていくため、自社回線とリース回線を効率的に組み合わせて高品質なサービスをいかに安い価格で提供できるか、私はこれが勝負を分けるのではないか、こういうふうな考へてゐるわけですが、

こういうふうな中で、我が国では、自社回線と直接つながつてゐる地域が百以上になつてゐる場合に第三国中継を許可するという百対地ルールというのがあります。こういうルールが条件として存在しているわけなんです。国際通信市場への参入の妨げになるのではないかと指摘もされてゐるようなんです。こういう条件が存在する理由といふのは、もう既になくなつたつあるのか、あるいはまだこれが必要なのかどうか、その理由が一体どこにあるのか、郵政省にお伺いしたいんです。

○政府委員(谷公士君) 御指摘のとおりでございます。まして、俗稱百対地ルールでございますが、相手国との回線を設定する際に、一種事業者でございまして、百対地までは直通回線を設定してほしいといふことを指導しております。そして、百対地を確保した後は第三国の通信事業者の中継を委託する、いわゆる第三国中継による回線設定でもよいといふふうにしてあります。

(理事内孝雄君退席、委員長着席)

この趣旨でございますけれども、我が国の国際通信を安定的に確保するという観点から、他の第三国の事業者が回線設定を依存することなく、できるだけみずから直通回線を設定することが望ましいといふ考へ方によるものでございます。それからまた、安定的な直通回線による対地拡

大の中で、事業者間の設備ベースでの競争を通じてサービスの高度化、また料金の低廉化を図つていくことができるといふこともございまして、

今後、国内事業者が国際通信事業に進出される際に、国際回線をみずから直通回線であるいは第三国中継によつて設定するといふことのほか、対地によりまして我が国の他の国際通信事業者と国際回線を接続するといふやり方も可能なのでございまして。したがって、このことによつて直ちに国際通信市場への新しい参入が妨げになるといふふうには思つておりません。

そして、このような状況は、これは我が国だけではございまして、ルールという形でとつておりますかどうかは別といたしまして、A.T.&T.あるいはB.T.、それからドイツ・テレコム、フランス・テレコム等の状況を見ましても、現在KDDが確保しております直通対地、これは百四十四でございまして、ほぼこれに匹敵する、例えばA.T.&T.につきましてももう少し多いでございまして、けれども、ほぼこれに匹敵するような直通対地を確保しております。また、この二百三十三対地に、四十の対地を確保しておられるわけでございます。そういう意味で、百について絶対的な基準があるわけではございませんが、それなりの合理性があるのかなといふふうには思つております。

ただ、将来の問題といたしましては、国際公一専一公の自由化等いろいろな状況変化も起きてまいります。そういうことの中で、我が国として、先ほど申し上げましたような観点も考慮しながら、国際通信事業の動向等に応じて必要な場合には見直すといふこともあるといふふうな考へております。

○松前達郎君 百対地ルールというのが、一体百といふ数字がどこから出てきたのかといふのを伺ひたいと思つたんですが、特にその基準はないとおつしやいましたからもうそれはお伺ひしないことにいたしますが、経営基盤の弱い国際系NCCを守るためだといふふうなことも言われてい

るわけなんです。海外のメガキャリアと覇権を争う国際通信市場でこれは余り意味がないんじゃないかといふことも指摘されていると思ひます。これらについて、先ほどからいろいろとお伺ひしましたけれども、郵政省としても十分考への上これらの問題に対応をしていただければというふうに要望をいたしておきます。

国際通信の中で特に国際電話につきましては、料金の内外価格差を利用した、先ほど話が出ましたコールバック、こういうやり方が今、これはサービスといふのか何というのかわかりませんが活発に行われているといふふうにお伺ひしました。その被害がなくならないといふふうには先ほどお答えがあつたと思ふんですが、国際電話網の効率的利用には余りいい影響を及ぼさないんじゃないか、こういうふうには私は思ひます。これはITUにおいても禁止されるべきであると決議されてゐるんだと思ひます。

このコールバックサービスについて、KDDはかねてから国際通信の正常な発展を妨げるといふふうにおつしやつていたわけなんです。規制強化を恐らく求めてこられたんだろうと思ひますけれども、このたびはコールバックの大手の会社にKDDが出資したといふ報道があるんです。これはどういう経緯から出資をされたのか。

コールバックサービスについてのKDDのお考えをひとつ伺ひたいと思ひます。

○参考人(西本正君) コールバックの会社への出資についての御質問でございますけれども、私どもとしましては、この会社は今後国際通信のみならず国内通信も販売をしてもらうといふことを考へておりまして、当社の電話サービスを再販してもらふことを目的として出資を決めたものでございまして。

この会社は今後はコールバック事業から撤退するといふふうにお申し出ておられまして、撤退しまして当社が提供しております大口割引などを利用した再販サービスをやっていく会社になるというふうな聞いております。

○松前達郎君 そうしますと、出資の見返りとしてコールバックをやめたと。そういうことでもないんでしょけれども、どうでしょうか。それは、結論としてはコールバックから撤退するということですね。ですから、これは結果としてはいい結果になったと思うんです。

NTTにお伺いするんですが、再編成後のNTTの長距離会社、これは純粋な民間会社ということになって特に営業範囲も指定されていないというふうな同っているんですが、長距離、国際のみならず、地域通信あるいは移動体通信、CATVなどにも参入できるんですね。NTT持ち株会社の傘下に東西二社の地域通信会社があるわけですから、長距離会社がその他の事業分野に進出する計画、これらと絡んでNTTに何か御計画あるのかどうか。ありましたらお伺いしたいと思ひます。

○参考人(宮脇隆君) 法案では、先生御指摘のとおり長距離会社の事業範囲は設定されておりまして、ということは何をやってもよろしいというふうな言った方がよろしいのかもしれないが、当面私どもとしては、長距離会社の業務として、県間の通信、それから国際通信、こういう業務を中心に行おうと考えております。

多分、先生はそれ以外の分野はどうだと御質問かと思ひますが、そちらにつきましては再編成後の経営戦略の中で検討していきたいと思ひております。

○松前達郎君 まさに企業秘密かもしれないんですが、

NTTの東西地域会社について、法律上相互参入して地域通信業務を行うことが可能というふうなされているわけですね。NTTはこのようなことを行ふ計画があるかどうか、その点簡単にお願いします。

○参考人(木塚修一君) お答えいたします。

東西会社の相互参入につきましては、今後お客様や株主への影響もございますので、その辺を考慮して、再編成後の経営の中で総合的な検討を行

つた上で判断をしたいと考えております。

○松前達郎君 これも余り細かく突っ込んでお伺いしないことにします。

伝送路の光化による広帯域化が行われているわけですから、公衆網を利用した電気通信事業者によるCATV事業の展開が可能である、こういうことになるわけですね。NTTは、この中で、ファイバーを各家庭まで引く、ファイバー・ツ・ザ・ホームといひますか、この計画を二〇〇年とおっしゃっているわけですね。将来的には、NTT自身、特に地域会社等によるCATV事業への参入が考えられるんですね。

この点について、郵政省がどうお考えか、またNTTがどうお考えか、その点をお伺いしたいんです。

○政府委員(谷公士君) 地域会社につきましては地域電気通信事業を目的とする特殊会社という位置づけになっておりますので、みずからCATV事業を行うことはできないものというふうな考えております。

○参考人(木塚修一君) お答えいたします。

CATV事業への進出につきましては、従来、既存の市場秩序と申しますかそういうものがございまして、ですから進出しないということとずっと続けてまいりました。再編成後も現時点では進出は考えておりません。

ただいま谷局長がおっしゃられましたとおり、郵政省さんの御方針も承っておりますので、そういうものと進めてまいりますが、将来このマルチメディアといふものがどういう動向を示すかということいかんによりましては、改めて政府に対して私どもの要望をお伝え申し上げていきたいというふうな判断しております。

なお、アクセス網の光化あるいはデジタル技術というものも今盛んに進展してまいっておりますわけでありまして、NTTの回線をぜひCATVの事業者にお使いいただくということをお願いしたいと思ひておりまして、このCATV向けの通信サービスの提供というもののについて、今後積極的

に検討をし、推進してまいりたいというふうな考えております。

○松前達郎君 アメリカでは昨年電気通信法の改正があったわけですが、その改正によりまして他の事業分野への参入がより一層活発化している、競争が促進されているというふうな考えていいのではないかと思います。

我が国においても同様に、事業分野を超えた相互参入による競争のさらなる促進が必要となってくるのではないかと思います。今回の法改正の後、どのような施策を郵政省として展開されるおつもりか。これは郵政大臣からお答えいただければと思ひます。

○国務大臣(堀之内久男君) 今回の法改正によりましてNTTあるいはKDDが国内、国際通信に相互に参入可能となるわけでありまして、その他の新規参入事業者については、従来より事業分野を超えた相互参入が行われておるところであります。

今後、先ほども谷局長からも申し上げましたが、地域通信会社あるいはまたNTT長距離通信会社等においても、新たな範囲を超えた、例えばCATV等の事業にも参入の希望もあるかもしれないが、この辺は、今回の地域通信会社の独占という状態を解消するために今一部の業者にこのCATVの通信網というものを認めておるわけでありまして、現在のところ三社あるわけでありまして、こうしたものを新たにまた長距離、地域会社に認めていきますと、同じグループの中の事業者でありますからこの点は問題があると思ひますので今後その点は検討してまいりますが、その他の新しい事業分野への参入あるいは提携が今後一層促進されるというふうに考えております。

そして、今回の再編成は、接続ルールの公正、そしてまた透明化、これが一番大きな期待を持たれておるところでありますので、政府としては、公正競争条件の整備、そして規制緩和を積極的推進してまいりまして、今後この面の情報通信の国内競争の一層の活性化を図っていくべきだ、こ

ういうふうに考えております。

○松前達郎君 私の質問、以上で終わりたいんですが、もう十数年にわたってぐじぐじ詰めていた問題がやつとこういう形で出て、非常に、どちらかというと見事なうまい方法と言つたらいいかもしれませんが、ベストではないかもしれませんが、これも。こういうことで一応新しい段階に入っていくというふうな考えているわけですが、新しい段階になればなるほど発想の転換も必要だと思いますので、どうかその辺は英知をもつてこの新しい段階に向かって邁進していただきたい。これはNTTに要望いたしまして、私の質問を終わります。

○上田耕一郎君 日本共産党の上田でございます。

前回に引き続きまして第四の問題として、今回のNTT再編が国民・利用者、労働者に負担を強いることになるおそれについて質問します。今回は、事業者間の接続問題、光ファイバー網の設置の利用問題、ユニバーサルサービスの大幅ダウン、市内料金値上げ、それから労働問題などについて取り上げます。

接続問題では、NTTの電話施設は三システムがあつて、一つは加入者宅から市内交換機まで、二番目が市内交換機から市内外中継交換機まで、三番目が市内外中継交換機から市外中継交換機までと区分されておりますが、事業者間の協議で行われる現行の接続料金は、この一が省かれていくわけですね。つまり、加入者間の回線使用料は含まれません。それを今まで話し合ひで決めていたのを今度法律で法定化するわけね。そうなりますと、今度の改正では長距離NTTとNCCに対して、この加入回線使用料にただ乗りするということ法定化することになると思ひますけれども、郵政省、いかがですか。

○政府委員(谷公士君) 各家庭から市内交換機までの加入者回線部分につきましては、通信料の多寡にかかわらず一定のコストが発生するというところでございますので、この部分につきましては利

用者から、N.T.T.の加入者から定額料金として回収するという方法がとられておりまして、これは合理的であるというふうに思っております。そういう意味で、現在加入者回線部分のコストにつきましては、毎月の基本料として利用者から回収されておるということでございます。

したがって、N.T.T.の中継交換機または市内交換機に接続する他の事業者は、この部分を除きまして接続により使用されますネットワーク部分のコストを負担しているものでございまして、負担のあり方としては妥当であるというふうに考えております。

○上田耕一郎君 この問題調べましたら、九四年十月二十七日の電通審の答申によるんですね。「加入者回線に係る費用をすべて利用者から定額制の基本料で回収するという考え方には一定の合理性があると考えられる。」ということでごくことになったんですね。

私は、おとしこの委員になってまだ新米なんですけれども、だから電通審の答申なるものは余り読んだことがなかったんですけども、これ読んであきれたよ。これ電話料の改定についての答申で、全部一定の合理性があるんですよ。基本料金の値上げも、それから一〇四の値上げもその他のも全部一定の合理性がある、一定の合理性があると。私はかなり論理的に詰める方なんですけれども、一定の合理性があるというのは一定の不合理性もあるということですよ。それを一定の合理性がある、全部一定の合理性がある、もう電通審というのはまことにいいかげんな審議会ですな。全部郵政省の考えどおり一定の合理性があるで通しちゃうんだから、ちょっと僕は驚きましたな。電通審もやっぱりと利用者の立場に立つて抜本的に改組が必要ですよ、こういう審議会は。まじめに仕事していないと私は思います。

さて、この問題はきょうも何回も取り上げられました、今後の光ファイバー網の費用をだれが持つのかということにかかわってきます。やっぱり同じ電通審、この「情報通信基盤整備

プログラム」の答申があります。「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」と、題だけは立派ですが、これに試算が出ていますよ。この試算を見ると、加入者線と加入者交換機、中継網、ソフトウエアは大体半々です。それで、ケースAについては、加入者線について十五兆六千五百億円かかるんでしょ。それからケースB、二十六兆五千九百億円かかるんですよ。

そうすると、さっきの電通審答申の、加入者が負担するのは一定の合理性があるとやられたらこれは大変ですよ。これ全部加入者でやってごらんない。このときの試算は七千五百万世帯ということになっていくけれども、今加入者は減っていますからね。だから、現在の六千万加入者で割りますと、一加入者当たり光ファイバー二十七万円から四十五万円負担になるんですよ。これも答申どおり加入者に負担させる気ですか、二十七万円から四十五万円。そうすると、基本料金の値上げ、あるいは電話料金の値上げは不可避になると思いますけれども、郵政省、いかがですか。

○政府委員(谷公士君) 光ファイバー網の整備コストでございまして、技術開発等によりまして低廉化の趨勢にございます。将来的にはメタルケーブルと同程度のコストで光化が可能であるというふうな見込みが現在ございます。

このような長期的なコストの低廉化を背景といたしまして、N.T.T.における光ファイバー網の整備でございまして、メタルケーブルとのコストの比較を勘案しながら、メタルケーブルの更新時期に合わせて、主として光ファイバー網に対する需要の顕在化が見込まれます地域から順次進めることとしておられると承知しております。

こういう方法によりまして、現在の光ファイバー網の先行投資は将来十分回収可能であろうというふうな考えでおります。

○上田耕一郎君 十分回収が可能であると言うんだけれども、じゃ加入者に対して負担を一切させないで、これ全部で十五年間に三十三兆円から五

十三兆円という試算ですよ。一切加入者に負担させないで光ファイバー網の全国設置できると言えるんですよ。

○政府委員(谷公士君) 今申し上げましたような状況のもとで考えますと、二〇一〇年の全国整備完了に向けて、N.T.T.において光化に伴う電話加入者の追加負担を来さないように整備を進めることは可能であるというふうに考えております。

なお、状況に応じて判断していく必要があるだろうと思っております。

○上田耕一郎君 これは非常に重大問題なんで、これは光ファイバー網設置のときから我々は問題にしておきましたけれども、今の答弁をしつかり覚えておきますよ、状況に応じて判断するというんですから。

だから、やっぱり加入者負担の問題というのは負担がふえるという危険があるんです。アメリカのA.T.T.の分割によつて地域電話会社の市内電話料金は三五%ないし五二%上昇した、それにアクセスチャージが課せられたというのがアメリカのA.T.T.の実績ですから。日本もA.T.T.の分割に学んで今度、あやふやなものだけれども、持ち株会社による分割に入りましたけれども、これが市内電話料金の値上げにつながらないようにしつつN.T.T.も郵政省もやっていただきたい、そういうことを要望します。

次に、ユニバーサルサービスの問題。A.T.T.は分割によつて今のように市内電話料金の値上げだけでなく、物すごいやつぱりリストラをやりました。十年間で十二万人人員削減です。ただし、海外駐在員は百人から五万三千人にふやした。イギリスのブリティッシュ・テレコム、これ五年間で約十万人リストラ、人員削減をやったんです。N.T.T.も、もう何回も取り上げてまいりましたが、民営化前三十二万人が現在では十八万五千人。十三万五千人削減ですね。社員を減らしてコストを下げて値下げやサービスを上昇させるという売り込みだったんだけれども、まるで逆です。

ここに「インフォメーションN.T.T.」があります。まず九五年、二千億円の基本料金の値上げがありました。公衆電話、不採算を理由に何と全体の四四%、十二万五千台、これが撤去されたんですよ。十二万五千台公衆電話撤去。中でもひどいのは電話局を減らしたことです。八五年、千六百の電話局があったのが、何と十五分の一の百十局ですよ。日本の多くの町から電話局が消えちゃったんですよ。この間、私もISDNに申し込みに行ったんだけれども、いろいろ面倒な問題があつて電話じゃ済まぬですよ。電話局へ行っている相談をせざるを得ないでしょう。これを全国で十五分の一に減らしちゃったんだから。

それから、一〇四、これ五百カ所を百七十カ所、一三三の故障受付、これも千三百を二百三十、どんだんだんだ減らすわけですね。この考え方はユニバーサルサービスなるものを全く無視したやり方ですよ。例えば一〇四というのは百年間無料サービスだったんでしょ、ユニバーサルサービスでね、国民に、番号案内は無料だった。それを大赤字だということで、値上げはするは、夜間はやめるは。

私は国会議員団の障害者対策の責任者やっていますけれども、九日に障害者団体と懇談したんですよ。そうしたら、視力障害者の方から必死の訴えがありました。電話帳が読めないから、電話かけるとき、我々は一〇四で聞くしかないんだと言います、一々お金をとられると。食堂に行つて何か食べるときメニユーと同じだということですよ、一〇四は。その視力障害者が、お金はとるは、夜はやるはつてね、これは障害者に対する本當の権利じゅうりんだという叫びがありました。

それで、一〇四については我々も調査もしましたけれども、結局コストコストですよ。私たちは情報案内部門に行つて聞いた、コストコストつていうんだけれども全部委託してどうなんだと。人件費は三分の一になる、ベテランのオペレーターを委託してアルバイトみたいなのにやらすわけだ

から。なるほど人件費は三分の一になるというので、大赤字だということで、ユニバーサルサービスをばっさばっさ切っていくわけです。

谷局長、あなた、この電話局を十五分の一にする、こういうユニバーサルサービスの大幅ダウンを全部承認してきたんですか、郵政省としては。

○政府委員(谷公土君) 私も、昨年の夏に就任したばかりでございまして、過去の状況はつまびらかではございませんが、ただ、そういった事実がございしますれば、それは技術の進歩に応じましてサービスの提供に支障を及ぼすことなく、そのシステムの仕組みを変えらるということであらうというふうに思っています。

○上田耕一郎君 技術の進歩によると電話局は町からなくなるんだそうですから、それじゃ郵政省として責任果たせませんよ、そんないいかげんな考えでN.T.T.を指導、監督していて。

先日、またちよつと新しいニュースを聞いたんです。守住委員は先ほど歴史を大事にしろと言われていたけれども、銃子の無線局というのは日本の無線電話で物すごい歴史あるでしょう。その銃子の無線局が廃止ですよ。去年二月、私も取り上げた。ところが、今度ただ一つ残った長崎の無線局もどうも一年早く前倒しで廃止になりそうだというニュースを聞いたんですけれども、NTTいかがですか、そうなんですか。

○参考人(林豊君) 長崎の無線電報セクターを停止するかどうかということについては、まだ私どもとして決定したものはございません。ただ、無線電報につきましては、いわゆる海事衛星等々、他の通信手段が十分浸透してきているという状況もございます、通数が年々漸減してきておるという状況がございます。これらの今後の動向も目ながら、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○上田耕一郎君 どうもNTTの方ははっきり言わないんだけれども、どうやらKDDがNTTに委託して委託料をとってこの国際無線電話はやっているというのですが、それが今度KDDから奪

託を取り消すという通知があったと。これは通信労働組合からはつきり聞きました。KDDはどうかやら外国に今度委託するんですって。今までNTTに委託していたのに今度外国に委託するというので、この委託をやめると。そのためにたった一局残った長崎無線局が一年早く廃止になりそうだというのですけれども、KDDは委託を外国に移すんですか。

○参考人(塚田 幸君) お答え申し上げます。
まず、KDDといましては、現在の外国籍船舶と我が国の間の国際無線電報サービスそのものにつきまして廃止する計画は当面ございません。

また、現在、当社の国際無線電報サービスにつきましては、現在でも外国海岸局経由で御利用いただくことは可能でございます。今後ともサービスを維持してまいる所存でございます。

○上田耕一郎君 計画はないと。じゃ、今までどおりNII委託は続けるんですか。

○参考人(塚田一幸君) お答え申し上げます。
当社では、N T Tの長崎海岸局につきまして、
その廃止を含めてN T Tにおいて検討されている
というふうについております。

また、電報そのもの、トラフィックも減少していることをごいまして、これらの状況を踏まえて、現在、長崎海岸局経由の取り扱いにつきましては廃止を含めて検討しているところでございます。

ただし、現在でも当社の国際無線電報サービスタつきましては、外国海岸局経由でも御利用いただけるようになっておりますので、今後ともサービスを継続してまいる所存でございます。

○上田耕一郎君 この問題は複雑なんで、突っ込んでいくと大変なんですけれども、衛星通信によるGMDSSという新しい海難救援の国際条約で、ここで問題になっているそれとの関連なんです。これが九九年二月にその条約が本当に発効しますので全部終わるんですね。だから、長崎がそこまで続くというはずだったのを、どうも一年早く今の

ようなお話で外国に、外国つてどうやら韓国らしいんですけれども、そっちの方が安いというんですよ。

しかかへ、使っている国際無線通信とこの出入港、港に入る検疫、荷役、気象情報など、業務上の非常に重要な手段が多いというんです。もしKDDがNTTの委託を取り消しても、今度ではNTTは国際通信やれるんですからね。こういう大企業で、しかも、じゃあ、さういふ大企業で、

事な情報については、じやKINTOがそのいふ船屋ならそれは自分で引き受けると、日本の通信主権のために、また日本の商船の業務上の、いろいろな漁船等々の業務を守るためにものぐらいの腹で進めるべきだと思ひますけれども、N.T.T.の態

○参考人(林豊君) 先ほども触れましたけれども、先生の御指摘のGMDSS導入の動き等も見ながら、今後の需要動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

りたといふふうには考えておられます。

○上田耕一郎君　この点、明確な答弁ありませんけれども、やっぱりきちんと日本の通信主権を守るためにも、職員の人たちの雇用を守るためにも、職場を守るためにもぜひきちんとした態度をKDDもNTTもとっていただくよう要望をしたいと思います。もうからなければ撤退するということや、やり方では、先ほどのユニバーサルサービス、これを真つ向からやっぱり裏切ることになると思うんです。

さて、私、今ユニバーサルサービスの大幅ダウン、料金の値上げ、これがリストラの中で進行している問題を幾つか事実として取り上げてまいりました。先ほど答弁にもありましたけれども、ユニバーサルサービスの第二条というのは日本電信電話株式会社法の第二条でちゃんと定められているものです。NTTも口ではこのユニバーサルサービス、第二条の目的の責務は守ると言っているんですよ。ところが、腹は違うんですよ。ユニバーサルサービスを平然とダウンさせる方向に社長を先頭に私はやっていると。第一回のときに取り上げました証拠があります。

た日経ビジネス四月七日号の宮津社長のインタビュー、「将来は「責務」をなくし、完全に自由にしてほしい」という題でこういうことを言っています。N.T.T.には普通の会社にない責務があると。ユニバーサルサービスと研究開発の成果を他の企業に開放する、二つあるんだと。ただ、個人的にはユニバーサルサービスはもういいじゃないかと言いたいと。今度のN.T.T.分割は活性化がねらいなんだから、責務を背負った今のあり方は本来の姿じゃないと。今は国策の一環として不本意な姿にとどまっているけれども、行く行くは責務を外して完全民営化すると。

「個人的には、ユニバーサルサービスはもういいじゃないか」と言っているんですよ。どういう意味ですか。ユニバーサルサービスはもうやめて、法律第二条の目的、責務、これを実際上、もう願ひ下げにしたいという気持ちなんです。明確な答弁を求めます。

○参考人(宮津純一郎君) この点は、前にもちょっと議論があったとは思うんですけども、このまま責務というものを今後ともずっと負って、いわゆる特殊会社という格好でいくのかどうかというようなことに関して意見はどうかという文脈で。お答えしました。

というのは、今は電話のサービスは辺地というのはコストが相当かかったりしておりますが、将来、無線とかそれから今後の新しい技術の進歩で、今はユニバーサルサービスとは言っているけれども、将来はそこに参入者も入ってきて、いわゆる一般のサービスというようにしてサービスが提供できるような事態にもこれかなるんではないか。そういうようなことになってくると、いわゆるユニバーサルサービスという特殊の負担を前提にした議論というのはだんだん薄まってくるかもしれない。そういうふうな意味でいくと、行く行くはもう責務というような議論というのはだんだんなくなつて、いわゆる完全民営化というものでしょうか、そちらの格好の方に進んでいく可能性はあるんではないかというふうに思ひまして、

今お答えしようなことを申しました。

○上田耕一郎君 我々も、電話以外にマルチメディアが次々発展し、多角化することは当然だと思えます。そのことと、第二条で決めてある、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な供給の確保に寄与する」と。将来マルチメディアが広がっても、このユニバーサルサービスは確保し続けなければならぬんですよ。それを、もういいじゃないかと個人的には思っているというんだ。だから、そのやり方が、電話局は十五分の一に減らしてしまふ、公衆電話は十二万五千台撤去する、平気でやるんですよ。そのやり方にあらわれているじゃないですか。

大臣、この法律九条で郵政大臣が認可した社長ですよ。私は、ユニバーサルサービスはもういいじゃないかと言いつつ雑談で言うような社長は資格はないんじゃないかと思う。大臣、どう思いますか。こういう人が社長を続けていいですか。

○国務大臣(堀之内久男君) もう上田先生も御案内のとおり……

○上田耕一郎君 御案内じゃないですよ、これは。何も御案内じゃないです。

○国務大臣(堀之内久男君) 情報通信は急激な技術革新によりまして、もうあらゆる大きな進歩をいたしておるわけです。したがって、そのことによって、昭和六十年に民営化されて以来、料金も遠距離通信あたりは大幅に下がってきた。やはりそういう面で大きな還元もなされる。また、技術革新によつては中継局はほとんど統合されていく、これも当然の時代の流れだと思えます。それがなければ、サービスの提供というのは不可能になる。

また、公衆電話が廃止になったと言われますが、これだけ移動体通信が発展してまいりますれば、使わない公衆電話というのはこれはやはり当然廃止していくべきだと。やはり、利用者があつて初めて公衆電話は必要だと思えます。今日、御

案内のように、二千八百万も移動体通信が発達してまいつたわけでありまして、私は、今後やはり、その変化に従つてNTTが対処されていくことと。

今、我々に対して、電話でユニバーサルサービスが落ちたあるいは非常な不満があるというような声はほとんど聞いていないわけでありまして、この点は現在でもユニバーサルサービスは十分確保されておる、こういうように私は理解をいたしております。

○上田耕一郎君 公衆電話のことを大臣言いましたけれども、公衆電話は使われなくなったものを減らしたというんだけれども、電話局千六百を十五分の一にして、電話局は使われなかつたんですよ。そんなことはないですよ。

やっぱり郵政省とNTTがユニバーサルサービスと国民のためのそういうサービスを実は真剣に考えていないんですよ。一体になつてやっているんだ。持ち株会社で全部一体にして、何だ郵政省まで一体じゃないか。そういう状況だと思ふ。それが私は、今度、労働問題、このリストラ問題にもやっぱりそういう姿勢がつかつてくると思うんですよ。

それで、今度は労働問題について少し伺いたしたいと思います。

まず、持ち株会社の問題で、各労働組合がこの持ち株会社並びに三つの会社に分割された際、どうなるのか。労働時間を初めとする雇用契約の内容はどうか、労働条件はどうなるのか。特に団体交渉権がどうなるのかということが大きな問題になりました。

そこで、宮津社長にお伺いしますが、事実上は司令塔として本社機能を持つわけだ、持ち株会社は。その持ち株会社とNTTの各グループの社員によりつくられる労働組合、これと団体交渉はどういう場合に行うのか、方針を具体的に伺います。

○参考人(林豊君) 私からお答えさせていただきますが、今先生御指摘の点につきましては、その

前に、再編各社の仕事の分担関係、それから業務の運営の方法等を今後、実施計画の中で決めていかなければなりません。この辺を前提にしましてどうだということに順番になつてくる問題かというふうな考え方をいたしますけれども、いずれにしても、団体交渉方式等も含めまして、私ども現在の労働協約を基本的には引き継いでまいりたいというふうな考えております。

そういつた中で、それぞれの仕事の分担にかかわる労働協約、いわゆる先生おっしゃる当事者としての問題かと思ひますが、その辺につきましまして十分労使で話をいたしまして、すき間のないよう相互信頼の関係の中で自主的に解決してまいりたいというふうな考えているところでございます。

○上田耕一郎君 労働協約を守つて誠実に信頼を続けられるように対処したいという答弁ですが、これまた抽象的であまりないんです。これは、NTTの問題であるだけでなく、やっぱり郵政省にもかかわりあることなんです。

今度、附則の第三条で、「郵政大臣は、「適正かつ円滑な引継ぎを図るため、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針を定めなければならない」となっているんです。これは「権利及び義務の承継に関する基本方針」なんですね。特に労働組合との関係なんというのこういう中に入らうと思うんで、やっぱり郵政省としても、こういう労働権の問題についてはひとつ基本方針の中でもきつちり明確な方針を盛り込んでいただきたいと思います。大臣、いかがですか。

○政府委員(谷公土君) この基本方針と申しますものは、本当に大まかな方針を決めるだけでございまして、具体的にはこれを受けましたNTTが定める実施計画の中で定まるわけでございまして、この基本方針の中はそういうことでございまして、債権債務の引き継ぎということにつきましても書きますけれども、それほど具体的なものでございませぬし、また、特に労働条件の問題に

関しましては、基本的に労使においてお考えいただくことでございまして、そういうことに触れるということも現在考えておりません。

○上田耕一郎君 そういうお答えだろと思う、労使任せだということ。

しかし、やっぱりこういう問題についても、これはNTTの事業全体にかかわるんですから、労使の関係がどうなるか。社員が本場に張り切つて気持ちよく生きがいを持って働くようにならなければ会社というのは発展しないんです。どこでも同じですよ。

その点でさらに、じゃ労使の関係だということでNTTにお伺いしたいんですが、編成のとき、職員が東西地域会社、長距離NTTあるいは関連子会社に分けられることになるかもしれない。その際、行くことを拒否したら、東西の地域会社あるいは長距離会社には行きたくないと言つた社員は持ち株会社が一体引き取るのかどうかということが第一点。

第二点、今、NTTの現在の社員、十八万二千五百人います。それに在籍出向、三万八千人います。現在ではこの在籍出向というのはNTTの業務命令で本人の同意なしに在籍出向させています。これはフシリティーズとかテレコムエンジニアリングとかいうところから在籍出向で行つてます。これは本人の同意なしに業務命令で行くわけですよ。それで、NTTデパートやNTTドコモなんかに行く場合は、これは転籍ということになつて在籍出向じゃない、籍が変わるわけだ。これは本人の同意が必要ということでも今までやってきたんですね。

もし分割再編のときに、既に在籍出向している社員を転籍とすることでNTTの籍をちゃんと移すということになる場合、あるいは、その転籍には私は同意しない、やっぱりあくまでNTTの社員でいたいという社員も出てくるでしょう。そういう場合一体どうするんだと。そういう場合、もしNTTの本社が、いや、持ち株会社でも持ちませぬということになると、これ国鉄のとき

と同じようなことになり、国鉄のときと。そういう労働問題について、やっぱり明確な方針、本当に先ほど誠実な信頼を確保し続ける態度が必要だと言われたんだから、そうした明確な誠実な労働者の権利を守るような態度をとっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○参考人(林豊君) 前段の問題につきましては、今後実施計画の中で詰めていく問題でもございませうけれども、原則といたしましては、再編成前の所属する組織あるいは担当している業務、それに基づいて再編四社のいずれかに全社員が帰属する、こういうことになるわけでございませうから、先ほど申し上げたような労働契約の継続といったようなものも含めまして、十分に社員の理解を得ていくことができるだろうというふうに私も考えておるところでございませう。

それから、後段のいわゆる在籍出向の問題につきましては、いわゆる関連会社、これを再編各社のいずれかに帰属させるかということが前段として決定すべき事項でございませう。それが決まりました段階におきましては、そこから在籍出向という形に読みかえられるという形になろうかと理解しているところでございませう。

○上田耕一郎君 本日にNTTの全社員の権利が守り抜かれるようなそういう対処をひとつ要望し、期待したいと思っております。

ただ、やっぱり非常に危惧を持ちますのは、NTTの大リストラ計画というのはもうばく進しつつあるんです。昨年九月、マルチメディアに向けての業務運営改革で、二〇〇〇年には十五万人体制にするということを発表されました。それで、新たに五万人削減ということになるんです。分社化とつなげるというだけけれども、実際にはかなりの首切りが行われるだろうと思っております。

配置転換だって、さっきの一〇四のオペレーターと私たちも話し合いましたけれども、九千人かわるんですよ。九千人かわると、オペレーターの大ベテランの女性たちがまるで経験のない職場に移されるんですから。銚子の無線局の方だって

そうですよ。銚子から毎日東京まで通っている人にも会いました。それで、無線の大ベテランたちが営業をやられているんだから、それをみんな我慢して働いているんです。

そういう状況をさらに進めようということ、六月四日の官津社長の記者会見では、転進援助制度を拡充して希望退職を募る、二〇〇〇年の社員数は十五万人以下にした方が望ましいと、そういう記者会見をやったということが新聞で報道されて、だから、二〇〇〇年十五万人をさらに削るという、そういう計画を社長が明らかにしたというふうに報道されているんです。じゃ、十五万人体制をもっと減らすということですか。先ほどの記者会見、どういう意味ですか。官津さんの記者会見なんだから、社長。

○参考人(官津純一郎君) 昨年九月に、マルチメディアに向けた業務運営の改革というように、二〇〇〇年までに十五万人程度にするということで進めておりまして、今の御質問は、何か記者会見のとき、結果として十五万人より少ない従業員になるということがあり得るのかというように意味の質問がありまして、それはそういうこともあり得るだろうということで、ただ、再編成に直接起因して十五万と言っていたものをもっと計画的に減らすとかいうようなことを、そういう意味で申し上げたわけではございません。

○上田耕一郎君 もう時間が参りました。改正するNTT法の「目的」ところでは、「日本電信電話株式会社は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること」、これが目的としてはつきりうたわれているんです。NTTは日本最大の企業です。これだけ不況の中で雇用問題が問題になっているときに、その最大の企業の再編でもし失業者を出すようなことになり、雇用の問題で大きな穴をあけるというのは、これは重大問題になると思うんです。先ほど申しましたように、附則三条で、事業の引き継ぎ

並びに権利及び義務の承継に関する基本方針を定めることになっている、実施計画もつくると。局長は労使問題は労使関係だと言われたいけれども、しかし、雇用問題というのは国全体の大きな重要な政策の一つですよ、雇用の確保というのは。

ですから、これはもう大臣に最後に要望したいんです。法律で今度、分割再編するんですから、そうすると、郵政大臣が明確に今の社員の雇用は完全に保障する、それで、今度持ち株会社を含めて新しい四つの会社になるんですね。本人の意思を尊重して承継するというのを国として、郵政大臣として明確に要求すべきだと思います。最後に大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(堀之内久男君) 社員の雇用及び労働条件につきましては、NTTにおいて検討される問題であります。基本的には、今回の再編成において、社員は持ち株会社及び事業会社のいずれかに所属することと考えております次第であります。なお、事業会社への社員の移行に当たっては、営業譲渡という形で現行の労働契約が承継されるものと考えております。

○上田耕一郎君 終わります。

○山田俊昭君 きのう参考人として出席されてお話を伺いました林敏彦大阪大学教授が、その著書「情報通信の発展とNTTの今後」という中で、NTTが普通の会社になるためには現行法第十八条以下の収賄罪の規定の全廃が絶対に必要だ、こう書いておられます。

なぜ民営化されて、さらに分割再編されるNTT四社の役員等に対する収賄罪の規定を削除しないのか、その理由を郵政省にお伺いをいたします。

○政府委員(谷公土君) 一般に特殊会社につきましては、その公共的な職務の執行の公正さを確保するために、公務員に対する収賄罪に類似する規定が設けられております。現行のNTTにつきましても、国民生活に不可欠な電話の役務を安定的に提供するという特別の公共的な役割を有してい

るということにかんがみまして、従前より役員、職員について収賄罪の規定が設けられているところでございます。

再編成後のNTTに關しましては、完全民営化される長距離会社につきましては当然に収賄罪の適用対象外となるわけでございませうが、持ち株会社と地域会社につきましては、あまねく電話の確保等の観点から、特殊会社として引き続き公共的な役割を担うこととなりますので、現行NTT法と同様の規定を存続させることとしたものでございませう。

○山田俊昭君 ちなみに、NTTが民営化後、法第十八条から二十条の規定に基づいて起訴されて、また有罪の判決を受けたNTT職員は何名いらっしゃるか、数字でお答えいただきたいと思っております。

○参考人(林豊君) 現行NTT法に基づきまして起訴された者は六名、それから有罪が確定した者は五名と記憶しております。

○山田俊昭君 起訴六名、有罪五名というのは無罪が一つあったわけですね。それで、一つ二つ具体的に、こういうことをなされたから収賄罪に問われてこういう刑を受けたという、二、三御紹介をいただきたいと思っております。

○参考人(林豊君) そのうち三名がいわゆるリクルート事件に関連しまして、NTT法第十八条に基づいて起訴されたということがございました。

○山田俊昭君 民営化、今回の再編で、長距離NTTは一般の会社となったわけですが、特殊法人という性質からみなし公務員の制度という規定は、今リクルートに絡んでNTT役員が収賄行為に対して罪を問えないというのは多少現時点では問題があるかもしれませんけれども、本来の民営化、いわゆる自由競争だとかいろいろおっしゃっているのであれば、まさしく民営化された会社の役員が、会社の社員が一般の公務員と同じような扱いを受けた処罰を受けるというのはおかしいわけでありまして、極めて論理的矛盾を含んでいる話だと思っておりますので、ぜひぜひ民営化、競争化を

実現する意味においてもこのみなし公務員制度が一刻も早く削除されることを期待するものであります。

次に、分割再編によるサービス精神の向上についてお尋ねいたします。

電気通信審議会委員の一人である加藤真代さんという方が、「消費者から見た電気通信市場」という中で、基本料を初め割引制度などの料金がわかりやすく納得のいくものでなければいかぬ、こう指摘されております。その観点から何点かの質問をいたします。

現行NTTは、電話料金の支払いを遅滞したとき、相手方に到達したかどうか確認することなく電話使用中止、一方的に電話がかけられない状態をとられる措置をしておられます。再編を契機に、必ず相手方に到達の有無を確認し、かつ支払い遅滞者がやむを得ないものでない、不可抗力に基づくものでもないことを確認した上でそういう措置をとられるべきではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○参考人(林豊君) 私ども、通話いただいたこと等によりまして発生した債権の保全という問題がございまして、いわゆる利用停止というものを約款に定めさせていただきまして、必要な場合それを履行させていただいていくところでございますが、私ども、いわゆるお支払いいただく期限が過ぎましてもお支払いがなかった場合には、電話あるいは文書等によりましてまだお支払いいただいていない、お支払いをいただきたいという御催促をさせていただいております。

一般例から申しますれば、いわゆる当月の料金につきましては一月半ぐらい先になるかと思えますが、その時点でなおお支払いがいただけない場合、さらに電話あるいは文書等によりまして場合によっては利用停止をさせていただくということをお支払いいただくまで、その結果としてなおお支払いいただけない場合、利用停止をさせていただくという手続をとりまして、お客様がその間失念されている等々のケースもあるのか

と思ひますが、そういう状況におきましても、できる限りお客様とその辺の情報を御連絡させていただきまして、その結果として利用停止をするというような注意を私どもも日常払ってきているつもりでございます。

○山田俊昭君 NTTは電話債権、電話料を払わないからといって差しとめて使用できない状態にしておいて、私が知っているのが偶然たまたま交通事故で入院して、戻ってきたら電話が切られちゃって、それはいいとしても、その全く使えない状態の期間の基本料の請求だけ来る。これは一体どういう根拠で請求されるのか、お尋ねをいたします。

○参考人(井上秀一君) いわゆる電話の契約でございますが、確かに料金をお払いいただかない場合は、今御説明しましたように利用停止といいますが、そういうことをしております。

その間、なぜ基本料を払わなきゃいかぬのかというところでございまして、端的に言いますと、利用停止の原因がなくなれば直ちにそういうものを復活する、御利用いただけるようにするというところで、設備自身の維持管理、そういうものをきちとやっていくという形でございます。いわゆる休まず、もとにすぐ戻らないということじゃございませんで、お払いいただければすぐもとの状態に戻る、待ち構えているものでございまして、そういう意味でその経費その他を含めまして基本料をいただくという形でございます。

ぜひ御理解をいただきたいと思っておりますのでございまして。

○山田俊昭君 今、多分NTTの方は先回の答弁であつたように、債権保全のため約款に基づいて強制的にそういうことになっているからそうするんだ、お客様すべて個別に契約で判を押してもらっているからNTTはそういうことができたんだ、こういう御答弁をされるかと思つていたんですが、私、約款なるものを取り寄せて一応読んでみたんですが、まさしくそうなつていて、もう百何カ条にわたつて極めて小さな数字でそういうた

つてあるんですね。目の見えない人だとか一般の国民は、私の職業は弁護士でありますけれども、弁護士でいってこれば読んだことはございまいせん。まして一般の人はこういう事実には知らないと思ひますので、老人も身体障害者も目の見えない人もいらつしやいますので、そういう人たちにせめてこの内容の告知を、わかるように便宜を図つていただく措置を何らか講じていただきたいというのを希望いたします。

その点、いかがでしょうか。普通の人も見えないだけでも、特に身体障害者、目の見えない人たちは、例えば契約約款を点字にしてあげるとか、何かこころの辺の優しい措置などをNTTは今後講じられる余地があるのかどうか、お伺いをいたします。

○参考人(井上秀一君) まず契約約款が非常にわかりにくいというお話がございましたが、確かに、契約約款というのは権利義務の關係なものですから、どうしても法律的な文章にならざるを得ないというところはございまして。

それで、實際問題、こういう契約約款というのは電気通信事業法の定めによつて全国の支店、営業所に置いてあります。我々としても、今、実はちよつと持つてきたんですが、(資料を示す)なるべくこういう形でわかりやすい大きさはしてあるつもりでございまして、いわゆるA4判の冊子として新聞と同程度という形にしております。それからまた、活字で窓口に置くだけじゃなくて、お客様の端末からインターネットを通じて見ていただくというようなこともいろいろ工夫して、できるだけお客様の方にわかりやすい形にして、するつもりでございまして。

片一方は、先ほど目の不自由な方たちについて工夫はないのか、どういうふうなやつていらっしゃるんだというところでございまして、御存じだと思ひますが、わざわざ窓口に来ていただかなくても一六番で引越しのときなど注文を受け付けるといふことをしておりますし、また窓口で御来店いただいた場合はできるだけ丁寧にするということでは

例えば代筆をするとか、そういうようなことも含めましてやつておるところでございます。

今後とも、先生のおつしやつたような形でストリートにはできませんけれども、そういうことでお客様にできるだけ不自由をかけないような形で我々として窓口をやつていくということで御理解をいただきたいというふうに思つております。

○山田俊昭君 ぜひお願いいたします。

身体障害者の雇用促進という点に関連して、一点だけちよつと御質問させていただきます。障害者の雇用の促進等に関する法律十四条は一般事業主の雇用義務ということで、同施行令で一般事業主の場合は一・六％、それから一定の特殊法人、NTTは一・九％と定められているんですが、NTTは、全従業員に対する身体障害者の雇用率はこの基準を満たしているかどうか、ちよつと答えをいただけたらですか。

○参考人(林豊君) 先生今御指摘されました数値は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十條の二というところに定められる特殊法人、これにつきまして一・九％という御指摘であつたことと理解いたしますけれども、これは別表によりまして一定の特殊法人は対象が具体的に指定されておりました、私どもNTTはこの対象になつておりません。

したがいまして、第九條に戻しまして一般事業主の雇用義務というところの数値として読んでいただきたいと思いますわけでありまして、第九條に基づきます数値は一・六％でございます。

ちなみに、私ども、約半年前の数値で恐縮でありますけれども、現在NTTの身体障害者雇用率は一・七四％ということになっております。

○山田俊昭君 いや、ちよつと不勉強で申しわけありませんでした、僕は当然十條の二の適用だと思つていたんですが、不思議ですな、なぜ、NTTは特殊法人だけれども、一般の事業者とみなした一・六％にしているんですか。それをちよつと教えてくれませんか。

○参考人(林豊君) まことに恐縮でございます

が、法律をつくる立場ではございませんので正確に御説明はできないかも知れませんが、私の記憶が間違いないければ、私も会社化されたときに、やはり実態が一般事業の方に近いということに判定されたのではないかとこのように記憶しております。

○山田俊昭君 いや、今そのパーセンテージはと聞きますと、一般事業者が一・六％で特殊法人は一・九％が義務づけられているんだけれども、NTTはその真ん中の一・七四％だと、身体障害者の雇用率が、ということでも、もし特殊法人だと満たさなくて、一般の事業の適用をNTTは受けるから辛うじてクリアされているということなんです。満たしているとはいえずNTTの置かれている立場から、身体障害者の雇用率をさらに高められよう努力するよう要望いたします。

次に、NTTにおける女子職員の扱いについてお尋ねいたします。

昨日、雇用の分野における男女の均等取り扱いを一層促進し、女性労働者の職域の拡大を図るため、募集、採用、配置及び昇進について事業主が女性に対して差別をすることを禁止した雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案が成立いたしました。差別禁止の観点から、NTTに何点が質問をいたします。

NTTの従業員における男女の比率は現在どうなっているのでしょうか。

○参考人(林豊君) 私どもにおきます女性の比率は、およそ一八％でございます。

○山田俊昭君 取締役の男女の比率はどうなっているのでしょうか。

○参考人(林豊君) 取締役の中には、現在時点で女性の役員はおりません。

○山田俊昭君 では、管理職の中ではどうでしょうか。

○参考人(林豊君) ちよつと今手元に数字がないんですが、およそ二％が管理職における女性の比率というふうに記憶しております。

○山田俊昭君 電話交換業務の電話案内は圧倒的に女性が多いわけですが、これはどうしてでしょうか。

○参考人(林豊君) 先生もお気づきかと思いますが、過去歴史的に私どもの番号案内にはその前の女性と交換をする職場、これはやはり応対上女性の応対の方がより望ましいという観点から女性を中心に採用してまいりました経緯がございます。しかしながら、これらの職場が大部分人数が減ってきているということが一方にございまして、一方で営業関係等、こういったようなところで男女同じような条件で仕事をしても男女全く同じ条件で採用試験を受けていただくということをやっておりますので、近年は大部分私どもの仕事の各般において女性の方が活躍されるという状況が出てきたという経緯がございます。

○山田俊昭君 ILOが一九九三年に行つたいわゆる管理的職業従事者の女性比率の調査によりまして、アメリカ、カナダとともに四一％、日本が八・二％と極端に低い水準にあることが明らかになっております。今伺いますと、NTTの取締役が女性ではゼロで管理職がわずかに二％、日本の平均事業と比べると極めて低いわけでありまして、NTTは分割再編を機に取締役や管理職にも女性を登用すべきではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○参考人(林豊君) 先ほども触れましたように、女性社員につきましては、男性の職場という固定されたものじゃなくて、男女どのような職場においても進出するという状況に最近なつてまいっております。そういった中でリーダーシップをとれる人間、こういった人たちが将来男性と肩を並べてさらに管理職の中で比率を高めていっていただくということが私ども非常に期待しているところでございます。

そういったことも含めまして、いろいろ私どもで行っております、例えば通信訓練といったような仕組みがございますが、そういった中の一つの

メニューとして、自分の事業以外の業務各般についても勉強できる機会あるいは一般的な素養関係についても勉強する機会、こういったようなものもつくっておりますので、意欲的な女性が今後大いに出てくるものだろうというふうに期待しているところでございます。

○山田俊昭君 よろしくお願いをいたします。質問通告していただく申しわけないんですが、答えられる範囲で結構ですが、極めて個人的なあれで、いわゆる逆探知というのがあって、私どもテレビか映画でしか知識がないんであれですが、何かテレビを見てると機械を装置してもつと引き延ばせとかなんか言っているんだけれども、あれ何分ぐらい逆探知にかかるんですか。もう少し短縮できないのか。あれNTTがやっているのか警察がやっているのか、その辺もわからぬのだけれども、ちよつとこんなところで質問することないかもしれませんけれども、わかつたら教えていただきたいと思います。

○参考人(林豊君) 私もその専門の立場ではございませんが、例えば一つの電話交換局に終始する場合に法令等の必要な要請があつて逆探知する場合の所要時間と、それから例えば東京と青森といったような形で通話を追つていく、つまり通話によつて中継地点が多いといったような場合とでは、相当程度にやはり逆探知をできる時間というものが長くなるというふうになっているのが実態でございます。

○山田俊昭君 それは遠ければ時間がかかるというのにはわかるんだけれども、身の代金誘拐とか恐喝とか、今無言電話だとか嫌がらせ電話があるわけですから、あれをもつと短時間に、瞬時にかけている方がわかるような技術開発というのはいかなるのかという気がするわけでありまして、身の代金誘拐で青森の犯人が北海道に持つてこないでこつとは言わぬと思うので、近くへ持つてくるからいもつと短時間で逆探知ができるようなことができないのかという素朴な疑問です。そして、今度東西に分割してしまうと、隣接するところが今まで

よりはちよつと時間が余計にかつちゃうんじゃないかという素人の考えでございましてけれども、その点いかがでしょうか。

○参考人(宮脇隆君) 難しい質問をいただいて、どうお答えしていいかちよつと迷つておるんですが、いずれにしても技術が大分変わつてきておりますので、先生がおっしゃいますように、逆探知といふような、どこからかつかつてきたかということを知るといふ意味では相当昔よりは調べやすくなつてきていることは事実でございます。したがって、その時間の話ですが、逆探知をするということの準備をしている場合とそういう準備をしていない場合とでは大分時間が変わつて、準備をしている場合ですと極端に言えば瞬間にわかる可能性もあるわけでございます。

ただ、これは先生御存じのとおり、そういう逆探知をするということとは別の次元の話でございまして、逆探知をしなればならない場合というものは今たしか議論されていると思ひますが、そういうところで私どもとしてはできるだけオーソライズしていただいた中で、あるいはそういう指導を受けた中で実施しようと思つておりますので、本音はどのぐらいできるかということ余りお知らせしない方がよろしいんじゃないかというふうな考えをしておりますので、それぐらいで御勘弁願ひたいのでございます。

○山田俊昭君 連日わたるNTT関連三法案の最後の質問としては極めて次元の低い質問であつたかもしれせんけれども、終わります。

○委員長(湖上貞雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(湖上貞雄君) 御異議ないものと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○上田耕一郎君 私は、日本共産党を代表し、電
気通信事業法の一部改正法案、国際電信電話株式
会社法の一部改正法案、日本電信電話株式会社法
の一部改正法案に反対の討論を行います。

本改正法案に反対の理由は、橋本首相の
直接の指示でNTTの国際進出を果たすため、電
気通信審議会の答申も全く無視し、一度も討議さ
れていない持ち株会社方式を導入し、独占禁止法
改悪に道を開いたからであります。

情報社会と言われている今日、極めて高い公共
性を有している電気通信事業の公共的役割からで
なく、財界がかねてから要求していた純粹持ち株
会社を独断で解禁するために今回のNTT分割
再編が戦略的に利用されたことは明白でありま
す。審議でも明らかにしたように、NTTの資産
譲渡益課税など税負担を八千四百億円軽減するな
どのさまざまな特例措置が持ち株会社方式による
金融機関救済にも大いに活用されることは明白で
あります。

反対する第二の理由は、NTTの分割再編が、
国民・利用者のためではなく、多国籍企業の世界戦
略に奉仕する国際進出が目的であるからでありま
す。

国際通信事業のネットワークの構築で提供され
るサービスで、全世界でも数千社程度の多国籍企
業へのサービスを先行させることは、審議の中で
NTT社長が認めたところであり、NTTの
国際進出は、我が国の大企業の多国籍企業化を効
率的に進めることと、ワンストップショッピング
で多国籍企業の拠点を結ぶ高度なネットワークを
提供して、その通信コスト削減など一部の多国籍
企業の利益に奉仕することにあります。

反対する第三の理由は、この国際進出にかかる
莫大な投資などの経費が、国民・利用者の負担に
なる危険があるからであります。

NTTの国際進出にかかる費用の規模につい
て、審議の中でNTTは二兆円を夢と表明しまし
た。また、堀之内郵政大臣は、NTTが内部留保
を活用して海外進出するのは当然と表明してい

ます。五兆八千億円に上るNTTの内部留保は、
電話料金を中心にした公共料金の蓄積であり、国
民全体の公共財産であります。公益事業から離脱
した完全民間会社の長距離NTTがそれを一部の
多国籍企業の国際戦略支援のために活用すること
は容認できません。

反対する第四の理由は、NTT分割再編が国
民・利用者に料金値上げとサービスダウン、NT
T労働者にリストラと合理化をもたらし危険が強
いからであります。

NTT民営化の十二年間は、基本料金の値上
げ、電話局の大幅削減、一〇四番号案内の有料化
公衆電話の撤去など、驚くべきユニバーサルサー
ビスの低下と、十三万人の人員削減など、国民と
労働者の負担と犠牲を押しつけてきた歴史であ
り、さらに繰り返すことは許しません。

持ち株会社方式によるNTTの再編は、公益事
業に不可欠な経営の公開、国民・利用者からの監
視などを大きく後退させるものであります。長距
離NTTの国際競争を支えるために回線使用料も
ただ乗りとなり、今後の光ファイバー網の設置費
用が加入者の負担となつて、料金値上げにつな
がるおそれがあることがあります。

さらに、持ち株会社方式は、労働組合との団交
権など、労働者の権利を大きく後退させる危険を
持つっており、我が国有数の大企業で公益企業でも
あるNTTが先頭に立つて実施することは重大な
問題と言わざるを得ません。

日本共産党は、国民生活、社会経済の神経系統
を支える公共性の高い電気通信事業は、国民・利
用者による民主的な規制のもとで豊かに発展させ
るべきものであることを表明し、反対討論としま
す。

○陣内孝雄君 私は、自由民主党、社会民主党・
護憲連合及び新党さきがけを代表いたしまして、
ただいま議題となつております三法律案に対し、
賛成の討論を行うものであります。

我が国は昭和六十年に電電公社の民営化、電気
通信分野における競争原理の導入などにより第一

次情報通信制度改革を果たしてから、十年余が経
過しております。

この間、情報通信分野では、国内においては活
発な新規参入が行われるとともに、競争的な分野
における通信料金的大幅な低廉化とサービスの多
様化が図られてきました。また、デジタル化等技
術革新が進展する中で、社会経済活動のグローバ
ル化やボーダーレス化を背景に、世界的な規模で
の事業展開、事業提携が行われる一方、欧米諸国
においても情報通信の制度改革が進展するなど、
国際競争は激しさを増し、大きな変化の局面を迎
えております。

今後のマルチメディア時代においては、国民・
利用者が自己のニーズに合致したサービスを自由
に選択できることが望まれているだけでなく、公
正有効競争の確保と規制緩和の推進、通信料金の
一層の低廉化が期待されております。また、我が
国においても世界の潮流に乗りおくれることのな
いよう情報通信産業のダイナミズムを促す政策が
何よりも要望されているところであります。

このような状況を踏まえ、電気通信事業法の一
部を改正する法律案は、電気通信市場における新
規参入の一層の円滑化と電気通信事業者間の公正
な競争の促進に資するため、第一種電気通信事業
の許可の基準である過剰設備防止事項等を撤廃す
るとともに、電気通信設備の接続に関する制度の
充実など所要の改正を行おうとするものであり、
適切かつ時宜に適したものと考えられます。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正す
る法律案は、国際電信電話株式会社が国内の電気
通信市場への進出を果たすことが出来るようにし
ようとするものであり、これにより市場がより活
性化し、国内の価格競争が一段と促進され国民の
利便の向上に資することになるものと考えており
ます。

次に、日本電信電話株式会社法の一部を改正す
る法律案は、十四年間の長きにわたり懸案となつ
ていたNTTの分離分割問題の解決として、現行
の日本電信電話株式会社を持ち株会社と東西の地

域会社二社、長距離一社に再編成しようとするも
のであります。これは持ち株会社方式により、長
距離通信、地域通信会社の自主性によって競争の
促進を図るとともに、今まで規制されていた国際
分野へも進出が果たせるよう、メガコンペティシ
ョンの時代に柔軟に対応できる制度に改めようと
するものであります。また、NTTのすぐれた研
究開発のリソースの分散を避けながら、電気通信
基盤技術の研究を持ち株会社に行わせ、研究開発
の維持向上を図ることとしており、本案による改
正は適切なものであると考えております。

電気通信分野は、まさしく二十一世紀の基幹産
業として経済成長を牽引するとともに、社会経済
構造改革と豊かな国民生活の実現のための原動力
となるものであり、今回の第二次情報通信制度改
革により、さらなる発展を期待するものでありま
す。

以上、三法律案につきまして賛成の意を表し、
討論を終わります。

○委員長(湖上貞雄君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終了したものと認めます。

これより三案について順次採決に入ります。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案
に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(湖上貞雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正す
る法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(湖上貞雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

次に、日本電信電話株式会社法の一部を改正す
る法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(湖上貞雄君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

この際、足立君から発言を求められておりますので、これを許します。足立君。

○足立良平君 私は、ただいま可決されました電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護国連合、民主党・新緑風会、二院クラブ及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出をいたします。

案文を朗読いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本三法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、二十一世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるような環境整備に努めること。

一、情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分発揮させ、接続料の低廉化に努めること。

一、急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な大競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進し、我が国の国際競争力の強化に努めること。

一、NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際

電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

一、NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないよう十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すること。

一、東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。

一、再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。

一、NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。

一、NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。

以上でございします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(測上貞雄君) ただいま足立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(測上貞雄君) 多数と認めます。よって、足立君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、堀之内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

堀之内郵政大臣。

○国務大臣(堀之内久男君) ただいま電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話

株式会社法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(測上貞雄君) なお、以上三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(測上貞雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(測上貞雄君) 次に、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。堀之内郵政大臣。

○国務大臣(堀之内久男君) 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする改正を行うものであると存じます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一種電気通信事業の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除することとしております。

第二に、無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等には適用しないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(測上貞雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号から第七号まで及び第二項を削る。

第十四条第三項中「及び第十一条(第一項第二号を除く。)」を並びに第十一条第一号及び第三号に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 第三十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第九十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条の二を削る。
第百十三条第三号を削る。

附則第十九条中「第十一条第一項第一号」を
「第十一号第一号」に改める。

（電波法の一部改正）

第二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を次のように改める。

七 電気通信業務を行うことを目的として開

設する無線局

第五条第二項第八号中「前号に規定する」を削
り、「外国人工衛星局」を「無線局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、サービスの貿易に関する一般協
定の第四議定書が日本国について効力を生ずる
日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

平成九年六月三十日印刷

平成九年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K